

受理年月日	
処理年月日	

定期報告書

関東地方整備局長、関東経済産業局長

殿

2025 年 07 月 30 日

住 所
東京都千代田区外神田 4 - 1 4 - 1

法人名
NTT都市開発株式会社

法人名（英語表記）
NTT Urban Development Corporation

法人番号
1010001012372

銘柄コード

代表者の役職名
代表取締役社長

代表者の氏名
池田 康

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 6 条第 1 項、第 2 8 条第 1 項又は第 4 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定 - 第 1 表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	0	3	5	1	0	3	1		
特定排出者番号	9	8	3	2	9	4	6	7	8
事業者の名称	NTT都市開発株式会社								
主たる事務所の 所在地	〒 101-0021 東京都千代田区外神田 4 - 1 4 - 1								
主たる事業	貸事務所業								
細分類番号	6	9	1	1					
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 取締役 経営企画部長 氏名 長谷部 周彦								
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 経営企画部サステナビリティ推進室担当課長 氏名 正木 啓介 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01-2023-3-05165 勤務地 〒 101-0021 東京都千代田区外神田 4 - 1 4 - 1 電話 (03 - 6811 - 6470) FAX (03 - 5294 - 8502) メールアドレス k.masaki@ntt-us.com								
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無								有	
有の場合									
変更前の事業者の名称：		エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社							
変更前の事業者の所在地：									

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

[illegible]

1 - 2 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳

時間帯	単位	2024 年度					
		使用量		連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量	
		数値	原油換算ki	数値	原油換算ki	数値	原油換算ki
月別	4	千kWh	12,453	2,952			
	5	千kWh	13,007	3,055			
	6	千kWh	13,843	3,320			
	7	千kWh	17,338	4,245			
	8	千kWh	17,594	4,267			
	9	千kWh	16,261	3,976			
	10	千kWh	14,279	3,436			
	11	千kWh	12,323	2,962			
	12	千kWh	14,493	3,502			
	1	千kWh	14,651	3,542			
	2	千kWh	13,999	3,374			
	3	千kWh	14,089	3,353			
	合計		41,982				

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計算した電気の使用量について、出力制御時間帯、蓄積が最も多い時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
2 原油換算ki値には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1 - 3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	0 日
------------------------	-----

備考 1 デイマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。
2 デイマンド・リスポンスとは、電気的需求に係る状況の変動に応じて電気的需求量を増加又は減少させることをいう。
3 1日に数回デイマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
4 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1 - 4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデイマンド・リスポンスに関する契約の状況		
デイマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げデイマンド・リスポンス	kW
	上げデイマンド・リスポンス	kW
デイマンド・リスポンス実施量	下げデイマンド・リスポンス	kWh
	上げデイマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考 1 デイマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるデイマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。
2 デイマンド・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

1 - 5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デイマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

1 - 6 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の種類	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□ ■ 熱 電気	JCL-400-000-003-232-977 ~ 400-000-003-232-977	20250130	1,885 kltH

備考 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
4 熱・電気の種類の間では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1 - 7 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種類別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の種類	メニュー名	使用量				熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□ ■ 熱 電気	1. 東北電力(株)メニューD(残差) (2025年3月公表)	17,745	kltH	4	kl	28.66 %
□ ■ 熱 電気	2. 東北電力(株)メニューA (2025年3月公表)	3,130,105	kltH	698	kl	100 %
□ ■ 熱 電気	3. (株)エネットメニューF(残差) (2025年3月公表)	13,334,892	kltH	2,973	kl	16.48 %
□ ■ 熱 電気	4. 代替値 (2025年3月公表)	1,851,875	kltH	413	kl	13 %
□ ■ 熱 電気	5. 九州電力(株)メニューA (2025年3月公表)	868,261	kltH	194	kl	55.3232979484279 %
□ ■ 熱 電気	6. 関西電力(株)メニューA (2025年3月公表)	2,472,000	kltH	551	kl	100 %
□ ■ 熱 電気	7. 東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差) (2025年3月公表)	63,082,521	kltH	14,062	kl	26.92 %
□ ■ 熱 電気	8. 北海道電力(株)(旧：北海道電力コクリエーション(株))メニューE(残差) (2025年3月公表)	4,581,707	kltH	1,021	kl	30.4 %
□ ■ 熱 電気	9. 東京電力エナジーパートナー(株)メニューA (2025年3月公表)	16,294,031	kltH	3,632	kl	91.4447030326626 %
□ ■ 熱 電気	10. 九州電力(株)メニューB(残差) (2025年3月公表)	13,518,729	kltH	3,013	kl	29.53 %
□ ■ 熱 電気	11. 関西電力(株)メニューJ(残差) (2025年3月公表)	17,847,247	kltH	3,978	kl	30.748 %
□ ■ 熱 電気	12. 中国電力(株)メニューH(残差) (2025年3月公表)	7,024,754	kltH	1,566	kl	27.79 %
□ ■ 熱 電気	13. 中部電力ミライズ(株)メニューB(残差) (2025年3月公表)	16,896,732	kltH	3,766	kl	26.92 %
□ ■ 熱 電気	14. 東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)	2,076,420	kltH	463	kl	0 %
□ ■ 熱 電気	15. (株)エネスクエア東京	6,975,620	kltH	1,555	kl	0 %
□ ■ 熱 電気	16. 北海道熱供給公社	1,952,165	kltH	435	kl	0 %
■ □ 熱 電気	17. 丸の内熱供給(株)(残差)	101,764	GJ	3,124	kl	0 %
■ □ 熱 電気	18. 青山エナジーサービス	9,018	GJ	277	kl	0 %
■ □ 熱 電気	19. 東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)	19,278	GJ	592	kl	0 %
■ □ 熱 電気	20. (株)エネスクエア東京	57,665	GJ	1,770	kl	0 %
■ □ 熱 電気	21. 東邦ガス	33,640	GJ	1,033	kl	0 %
■ □ 熱 電気	22. 北海道熱供給公社	13,595	GJ	417	kl	0 %
■ □ 熱 電気	23. 東京臨海熱供給	1,422	GJ	44	kl	0 %
■ □ 熱 電気	24. 秋葉原UDX特定目的会社	3,120	GJ	96	kl	0 %
■ □ 熱 電気	25. 東京下水道エネルギー 芝浦地区	66,496	GJ	2,042	kl	0 %

2 連携省エネルギー措置の実績
2 - 1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2 - 2 連携省エネルギー措置に関して使用したものとされるエネルギー使用量の算出の方法

2 - 3 連携省エネルギー措置に関して使用したものとされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したものとされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

特定・第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

1 - 1 エネルギー消費原単位等

番号		事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
				エネルギーの使用量 (原油換算 k L)	非化石燃料の補正を施 したエネルギーの使用 量 (原油換算 k L)	販売した副生エネルギ ーの量 (原油換算 k L)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k L)		((C)-1)の構成割合 (%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネル ギーの使用量と密接な関係をもつ値	エネルギー消費原単位	前年度のエネルギー消 費原単位	エネルギー消費原単位 の対前年度比 (%)	エネルギー消費原単位 の対前年度比の寄与度 (%)
				((A)-1)	((A)-1')	(B)	(B)'	$\frac{((C)-1)}{((A)-1)-(B)-(B)'}$	$\frac{((D)-1)}{((C)-1)/((B)-1)} \times 100$	(E)	$((F)-1)=((C)-1)/(E)$	((G)-1)	$\frac{((H)-1)}{((F)-1)/((G)-1)} \times 100$	$\frac{((I)-1)}{((D)-1) \times ((H)-1)/100}$
1	工場等に係る 事業の名称	健康事務所業		50,474	50,474	0	0	50,474	100					(-1)
										(名称 :)				
										(単位 :)				
細分類番号		6	9	1	1									
事業者全体				50,474	50,474	0	0	50,474	100%	(V)	0.03185	0.03076	$\frac{((Y)-1)}{((W)-1)/((X)-1)} \times 100$	
										1585000				
										(名称 : 入居面積 + 共用部面積)			103.5	
										(単位 : m 2)				
													$\frac{((Z)-1)}{(-1)+(-1)+(-1)+...}$	

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、1項の追加を行うこと。
3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 ((W)-1)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 ((Z)-1)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V) ((W)-1) ((X)-1) ((Y)-1) は記入不要。
4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 ((W)-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの ((A)-1) (B)(B)' ((C)-1) 及び事業者全体の ((S)-1) から ((Y)-1) まで記入すること。
5 「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量 ((A)-1) 」は、((A)-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1 - 2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等の計算											
			エネルギーの使用量 (原油換算k l) (A)-2	非化石燃料の補正及び 連携省エネルギー措置 を踏まえたエネルギー の使用量 (原油換算k l) (A)-2'	販売した副生エネルギ ーの量 (原油換算k l) (B)	購入した未利用熱の量 (原油換算k l) (B)'	$((C)-2) \div ((A)-2') \div ((B)-(B)')$ (C)-2	$((D)-2) \div ((C)-2) \div ((U)-2) \times 100$ (D)-2	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (E)	エネルギー消費原単位 (F)-2 (E)	前年度のエネルギー消費原単位 (G)-2	エネルギー消費原単位の対前年度比(%) $((H)-2) \div ((F)-2) \div ((G)-2) \times 100$	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度(%) $((I)-2) \div ((D)-2) \times ((H)-2) \div 100$	
	工場等に係る事業 の名称	細分類番号								(名称:) (単位:)				(-2)
事業者全体			(S)-2 (合計)	(S)-2' (合計)	(T) (合計)	(T)' (合計)	(U)-2 (合計)		(V)	(W)-2	(X)-2	(Y)-2 = ((W)-2) / ((X)-2) × 100	/	
								(名称:)						
								(単位:)						
											(Z)-2 = (-2) + (-2) + ...			

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、頂の追加を行うこと。
3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W)-2」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z)-2」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V) (W)-2 (X)-2 (Y)-2 は記入不要。
4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W)-2」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A)-2 (B) (B)' (C)-2 及び事業者全体の (S)-2 から (Y)-2 まで記入すること。
5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (A)-2」は、(A)-2の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

2 - 1 電気需要最適化評価原単位等

市町村	事業分類		事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算											
			エネルギーの使用量 (原油換算 k l)	電気需要最適化及び非 化石燃料の補正を踏ま えたエネルギーの使用 量 (原油換算kl)	販売した副生エネルギ ーの量 (原油換算 k l)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k l)		$((C)-1) \div ((A)-1) \div ((B)-(B)')$	$((D)-1) \div ((C)-1) \div ((U)-1) \times 100$	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値	電気需要最適化評価原 単位	前年度の電気需要最 適化評価原単位	電気需要最適化評価 原単位の対前年度比 (%)	電気需要最適化評価原単位の 対前年度比の寄与度(%)
1	工場等に係る 事業の名称	課事務所業	$((A)-1)$	$((A)-1')$	(B)	(B)'	$((C)-1) \div ((A)-1) \div ((B)-(B)')$	$((D)-1) \div ((C)-1) \div ((U)-1) \times 100$	(E)	$((F)-1) \div ((C)-1) \div (E)$	$((G)-1)$	$((H)-1) \div ((F)-1) \div ((G)-1) \times 100$	$((I)-1) \div ((D)-1) \times ((H)-1) \div 100$	
			50,474	54,132	0	0	54,132	100	(名称:)				(-1)	
			細分類番号	6	9	1	1	(単位:)						
事業者全体			$((S)-1)$ (合計)	$((S)-1')$ (合計)	(T) (合計)	(T)' (合計)	$((U)-1)$ (合計)	100%	(V)	$((W)-1)$	$((X)-1)$	$((Y)-1) \div ((W)-1) \div ((X)-1) \times 100$		
										1585000				
										(名称: 入居面積+共用部面積)	0.03416	0.03227		105.9
										(単位: m ²)				
														$((Z)-1) \div ((Y)-1) \div ((Z)-1) + ((Y)-1) + ((Y)-1) + \dots$

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定・第3表 1 - 1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W)-1」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z)-1」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V) (W)-1 (X)-1 (Y)-1 は記入不要。
3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W)-1」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A)-1 (A)-1' (B) (B)' (C)-1 及び事業者全体の (S)-1 から (Y)-1 まで記入すること。
4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (A)-1」は、(A)-1の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

町番		事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量 (原油換算kI)	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算kI)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kI)	購入した未利用熱の量 (原油換算kI)		$(C)' \cdot -2$ の構成割合 (%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値	電気需要最適化評価原単位	前年度の電気需要最適化評価原単位	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%)
事業分類		$(A) \cdot -2$	$(A)' \cdot -2'$	(B)	$(B)'$	$((C)' \cdot -2) = ((A)' \cdot -2') - (B)'$	$(D)' \cdot -2 = ((C)' \cdot -2) / ((U)' \cdot -2) \times 100$	(E)	$((F)' \cdot -2) = ((C)' \cdot -2) / (E)$	$(G)' \cdot -2$	$((H)' \cdot -2) = ((F)' \cdot -2) / ((G)' \cdot -2) \times 100$	$((I)' \cdot -2) = ((D)' \cdot -2) \times ((H)' \cdot -2) / 100$
工場等に係る事業 の名称												$(\quad)' \cdot -2$
								(名称:)				
	細分類番号							(単位:)				
事業者全体		$(S) \cdot -2$ (合計)	$(S)' \cdot -2'$ (合計)	(T) (合計)	$(T)'$ (合計)	$(U)' \cdot -2$ (合計)		(V)	$(W)' \cdot -2$	$(X)' \cdot -2$	$((V)' \cdot -2) = ((W)' \cdot -2) / ((X)' \cdot -2) \times 100$	
								(名称:)				
								(単位:)				
											$((Z)' \cdot -2) = ((V)' \cdot -2) + ((W)' \cdot -2) + ((X)' \cdot -2) + \dots$	

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定・第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 $((W)' \cdot -2)$ 」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 $((Z)' \cdot -2)$ 」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、 $(V)' \cdot -2$ $((W)' \cdot -2)$ $(X)' \cdot -2$ $(Y)' \cdot -2$ は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 $((W)' \cdot -2)$ 」が算出できる場合は、事業分類ごとの $(A) \cdot -2$ $(A)' \cdot -2'$ (B) $(B)'$ $(C)' \cdot -2$ 及び事業者全体の $(S) \cdot -2$ から $(Y)' \cdot -2$ まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 $(A)' \cdot -2'$ 」は、 $(A) \cdot -2$ の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定 - 第 4 表 事業者の過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	5 年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(0.03526)	(0.03368)	(0.03458)	(0.03482) 0.03076	0.03185	
対前年度比(%)		(J)-1 95.5	(K)-1 102.7	(L)-1 100.7	(M)-1 103.5	100.6
連携省エネルギー措置を踏 まえたエネルギーの使用に 係る原単位	()	()	()	()		
対前年度比(%)		(J)-2	(K)-2	(L)-2	(M)-2	

備考 特定 - 第 3 表 1 - 1、1 - 2 において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比(%) (Ⅹ'-1)、(Ⅹ'-2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		■ 月別 □ 時間帯別					5 年度間 平均原単位変化
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度		
電気需要最適化評価原単位	(0.03872)	(0.03694)	(0.03839)	(0.03832) 0.03227	0.03416		
対前年度比(%)		(J) '-1 95.4	(K) '-1 103.9	(L) '-1 99.8	(M) '-1 105.9		101.2
連携省エネルギー措置を踏 まえた電気需要最適化評価 原単位	()	()	()	()			
対前年度比(%)		(J) ' -2	(K) ' -2	(L) ' -2	(M) ' -2		

備考 特定 - 第 3 表 2 - 1、2 - 2 において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比(%) (Ⅹ' -1)、(Ⅹ' -2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入すること。

3 非化石エネルギーの使用状況

3 - 1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	非化石電気の使用状況					目標	
		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2030 年度	2035 年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	38,358				49.8	33.7	100	

3 - 2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象 となる 事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	指標の状況					定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

3 - 3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

3 - 4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

--

- 備考 1 3 - 1、3 - 2 及び 3 - 3 では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
- 2 3 - 1、3 - 2 及び 3 - 3 の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
- 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
- 特定第 2 表 1 - 4 に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
- 3 3 - 1、3 - 2 及び 3 - 3 の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量(原油換算kl)」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
- 4 3 - 2 及び 3 - 3 において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定 - 第 5 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去 5 年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び 2 において同じ。）が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。
（ロ）の理由
COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。
（ニ）の理由
COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

主要な電力会社の非化石割合が減少したため

特定 - 第 6 表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 （セクター）	対象事業の エネルギー使用量 （原油換算kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の 見込み	達成率	目標年度における 目標値（単位）
			2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度			
11	ショッピングセンター業	1136	0.0404 kl/m2	0.0400 kl/m2	0.0397 kl/m2	0.0267 kl/m2	0.0297 kl/m2	0.0395 kl/m2	23.4	0.0305 kl/m2
12	貸事務所業	43377		1.69	1.75	1.77	1.95	1.75	-900.0	1

備考 1 「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第 5 に規定する区分のいずれかを記入すること。

2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。

達成率 = (ー) / (ー)

ただし、 は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、 は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、 は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定 - 第 7 表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1 - 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

面積区分	エネルギー使用量：3,492kl	延床面積：97,253m2
面積区分	エネルギー使用量：7,681kl	延床面積：175,762m2
面積区分	エネルギー使用量：32,939kl	延床面積：593,395m2
特殊なエネルギー使用量：735kl（データセンター）特殊なエネルギー使用量面積：1,220m2		

備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第 5 備考に規定する補正值により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

2 洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第 5 備考 6 に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第 5 備考 7 に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1 - 2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ショッピングセンター業ベンチマークの対象事業所はNTTクレド岡山ビル。 基準ベンチマークとの差は、0.0305 - 0.0297= 0.0008 貸事務所業ベンチマークの対象事業所数は36 基準ベンチマークとの差は、1.0 - 1.95= ▲0.95 認証取得種類：BELS 取得数：8 事業所（ランク： 5 × 4、 4 × 1、 3 × 3） 5 の3事業所のオフィス部分においてZEB Readyを取得。 また、今後開発するオフィスビルについてZEB Ready水準の環境性能を確保するべく、環境に優しい不動産開発に取り組んでいます。 < 未達理由 > COVID-19蔓延後テナントの事業活動の活発化が続き、引き続き未達となった。

2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（％）	火力発電量に占める発電量比率（％）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 （ 燃料種名、 年間使用量、 熱量構成比（％）、 原料原産国 （バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

--

特定 - 第 8 表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

エネルギーの使用の合理化の基準	
- 1 全ての事業者が取り組むべき事項	
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	■ 策定している □ 策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	■ 全て含めている □ 大半含めている □ 一部含めている □ 含めていない
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない (整備完了予定年 年度)
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	■ 配置済み □ 一部配置している □ 配置していない
エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員との意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	■ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	■ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	■ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	■ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(7) 取組方針の精査等	■ 実施している

取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	☒ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
- 2	
1 工場等单位、設備単位での基本的実施事項	
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない (整備完了予定年 年度)
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(6) 休日や非作業時等においては、作業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001の活用状況	☐ 認証取得している ☐ 認証取得を検討している (取得予定年 年度) ☒ 検討していない

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要
○ 全国環境保全活動等会議（2回/年） 全国環境担当者との環境データ（エネルギー消費量、紙資源節約、廃棄物削減）の共有化 ○ 各支店、各営業所で実施 エネルギー削減の実施 ビルテナント、建物所有者等への環境活動の啓発

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要
○ 昼休み消灯 ○ 出社時には、必要なエリアに絞って点灯し、退社時には不必要なエリアは消灯する。 ○ 冷房温度、暖房温度の適正温度管理

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

当社は、NTTアーバンソリューションズグループの一員として、「2050年度 スコープ1,2,3カーボンニュートラル」を目標としております。目標達成に向けて、2025年度に「全ビルの使用電力を100%*2再生可能エネルギー由来の電力」とし、2030年度に「スコープ1,2でカーボンニュートラル、スコープ1,2,3で45%削減（2020年度比）」を実現します。

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画 作成指針	該当する工場等	中長期計画書 記載の有無	実施状況
冷凍機、ボイラー等のチューニングの実施、冷水・温水ポンプ等の所定性能の見直し、オーバーホールまたは更改（インバータ化）	(9) 電気使用設備	全工場等	有	○
空冷パッケージ空調機を高効率機器へ更改	(1) 空調設備	全工場等	有	○
F L RまたはH f照明器具からL E D器具への更改（専用部照明）	(5) 照明設備	全工場等	有	○
エアーハンドリングユニット所定性能の見直し、オーバーホール、または更改（インバータ化）		全工場等	有	○
ファンコイルユニット所定性能の見直し、オーバーホール、または更改		全工場等	有	○

冷水・蒸気・温水配管、バルブ、熱交換機等の断熱強化または取換え		全工場等	有	○
エネルギー計測機器の適正配置の見直しとビル管理装置の機能向上（デマンド制御、スケジュール設定等）また、ビル利用者向けへのエネルギー消費状況のディスプレイ機器等への表示	(9) 電気使用設備	全工場等	有	○
ビル環境条件（室内温度、照度、外気取入量等）の緩和と設備運転短縮スケジュールの見直し、重点エリアとして共用部等の温度、照度の緩和と運転時間の短縮		全工場等	有	○
冷凍機等のチューニングの実施、冷水・温水ポンプ等の所定性能の見直し、オーバーホールまたは更改（インバータ化）	(9) 電気使用設備	全工場等	有	○
空冷パッケージ空調機を高効率機器へ更改	(1) 空調調和設備	全工場等	有	○

F L RまたはH f照明器具からL E D器具 への更改（専用部照明）	(5) 照明設備	全工場等	有	○
---	----------	------	---	---

備考「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書の の3に
記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
非化石化率の高い電力 メニューへの転換 (非化石証書の購入含む)	全工場等	有	○

備考 「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直前に提出した中長期計画書の の
2に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	年 月 日
設備容量（kW）	
燃料種ごとの基本情報 (燃料種名、年間使用量、熱量構成比(%)、原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	
設計効率(発電端・HHV)(%)	% (%)
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度	年度
設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	年 月 日
設備容量（kW）	
設計効率(発電端・HHV)(%)	% (%)
燃料種ごとの基本情報 (燃料種名、年間使用量、熱量構成比(%)、原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	

設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)													
設備に投入したエネルギー量(GJ)													
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)													
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
月別実績効率(発電端・HHV)(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

- 備考

1

電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。
ただし、離島に設置したものは除く。
（1）バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
（2）バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
- 2

「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定 - 第9表6の「設計効率」の欄又は様式第21の特定 - 第9表6の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
- 3

「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4

「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（1（2）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。
- 5

「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定 - 第 1 0 表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エネルギー管理 指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類に おける細分類番号				工場等に係る 事業の名称
第 1 種 (指定区分の変更手続きが必要 □)	0370331	アーバンネット名古屋ビル	〒 461-0005 愛知県名古屋市東区東櫻1-1-10	6	9	1	1	貸事務所業
第 1 種 (指定区分の変更手続きが必要 □)	1154831	品川シーズンテラス	〒 108-0075 東京都港区港南1-2-70	6	9	1	1	貸事務所業
第 1 種 (指定区分の変更手続きが必要 □)	0369931	大手町ファーストスクエア	〒 100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1	6	9	1	1	貸事務所業
第 1 種 (指定区分の変更手続きが必要 □)	0370131	グランパーク	〒 108-0023 東京都港区芝浦3-4-1	6	9	1	1	貸事務所業
第 1 種 (指定区分の変更手続きが必要 □)	0370431	シーバンスN館	〒 108-0023 東京都港区芝浦1-2-1	6	9	1	1	貸事務所業
第 2 種 (指定区分の変更手続きが必要 ■)	0370532	NTTクレド基町ビル	〒 730-0011 広島県広島市中区基町6-78	6	9	1	1	貸事務所業
第 1 種 (指定区分の変更手続きが必要 □)	0370031	アーバンネット大手町ビル	〒 100-0004 東京都千代田区大手町2-2-2	6	9	1	1	貸事務所業

特定 - 第 1 1 表
 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量 (原油換算kl)
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定 - 第 1 表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考 1 の報告の際には、指定 - 第 1 表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考 1 の報告の際には、指定 - 第 1 表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

番号	事業分類					エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素						
						燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素				
事業者全体	主たる事業		貸事務所業			4,914	t-CO2	0	t-CO2	62,919	t-CO2	
	細分類番号		6	9	1							1
	当該事業を所管する大臣		国土交通大臣									
	商標又は商号等											
1	工場等に係る事業の名称		貸事務所業			4,914	t-CO2	0	t-CO2	80,016	t-CO2	
	細分類番号		6	9	1							1
	当該事業を所管する大臣		国土交通大臣									

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事 業 分 類					エネルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素	
事業者 全体	主たる事業					t-CO2	
	細分類番号						
	当該事業を 所管する大臣						
	工場等に係る事業の名称					t-CO2	
	細分類番号						
	当該事業を所管する大臣						

- 備考
- 1 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定 - 第12表の 6 の 7 及び 6 の 8 にも必要事項を記載すること。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	67,833 t-CO2
--------------	--------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.09 t - CO2/千m3	岡山ガス（供給区域：岡山市、倉敷市、赤磐市、玉野市、総社市、都窪郡早島町）の基礎排出係数	岡山ガス（供給区域：岡山市、倉敷市、赤磐市、玉野市、総社市、都窪郡早島町）管内の工場等
2.05 t - CO2/千m3	広島ガス（供給区域：広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、福山市、安芸郡府中町等）（残差）の基礎排出係数	広島ガス（供給区域：広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、福山市、安芸郡府中町等）（残差）管内の工場等
2.09 t - CO2/千m3	西部ガス（供給区域：福岡市、春日市、大野城市、那珂川市、宮若市、糸島市、古賀市、北九州市等）の基礎排出係数	西部ガス（供給区域：福岡市、春日市、大野城市、那珂川市、宮若市、糸島市、古賀市、北九州市等）管内の工場等
2.09 t - CO2/千m3	仙台市（供給区域：仙台市、多賀城市、名取市、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町、黒川郡大衡村）の基礎排出係数	仙台市（供給区域：仙台市、多賀城市、名取市、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町、黒川郡大衡村）管内の工場等
2.09 t - CO2/千m3	大阪ガス（供給区域：大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市等）（残差）の基礎排出係数	大阪ガス（供給区域：大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市等）（残差）管内の工場等
2.05 t - CO2/千m3	東京瓦斯（供給区域：東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市等）（残差）の基礎排出係数	東京瓦斯（供給区域：東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市等）（残差）管内の工場等
2.09 t - CO2/千m3	東邦ガスの基礎排出係数	東邦ガス管内の工場等
2.09 t - CO2/千m3	北海道ガス（供給区域：札幌市、千歳市、小樽市、函館市、北見市、石狩市、北広島市、恵庭市、北斗市）の基礎排出係数	北海道ガス（供給区域：札幌市、千歳市、小樽市、函館市、北見市、石狩市、北広島市、恵庭市、北斗市）管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 の 2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.09 t - CO2/千m3	岡山ガス（供給区域：岡山市、倉敷市、赤磐市、玉野市、総社市、都窪郡早島町）の調整後排出係数	岡山ガス（供給区域：岡山市、倉敷市、赤磐市、玉野市、総社市、都窪郡早島町）管内の工場等
2.05 t - CO2/千m3	広島ガス（供給区域：広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、福山市、安芸郡府中町等）（残差）の調整後排出係数	広島ガス（供給区域：広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、福山市、安芸郡府中町等）（残差）管内の工場等
2.09 t - CO2/千m3	西部ガス（供給区域：福岡市、春日市、大野城市、那珂川市、宮若市、糸島市、古賀市、北九州市等）の調整後排出係数	西部ガス（供給区域：福岡市、春日市、大野城市、那珂川市、宮若市、糸島市、古賀市、北九州市等）管内の工場等
2.09 t - CO2/千m3	仙台市（供給区域：仙台市、多賀城市、名取市、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町、黒川郡大衡村）の調整後排出係数	仙台市（供給区域：仙台市、多賀城市、名取市、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町、黒川郡大衡村）管内の工場等
2.09 t - CO2/千m3	大阪ガス（供給区域：大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市等）（残差）の調整後排出係数	大阪ガス（供給区域：大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市等）（残差）管内の工場等
2.05 t - CO2/千m3	東京瓦斯（供給区域：東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市等）（残差）の調整後排出係数	東京瓦斯（供給区域：東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市等）（残差）管内の工場等
2.09 t - CO2/千m3	東邦ガスの調整後排出係数	東邦ガス管内の工場等
2.09 t - CO2/千m3	北海道ガス（供給区域：札幌市、千歳市、小樽市、函館市、北見市、石狩市、北広島市、恵庭市、北斗市）の調整後排出係数	北海道ガス（供給区域：札幌市、千歳市、小樽市、函館市、北見市、石狩市、北広島市、恵庭市、北斗市）管内の工場等

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000422 t-CO2/kWh	（株）エネスクエア東京の基礎排出係数	（株）エネスクエア東京管内の工場等

0.000422 t-CO2/kWh	東京ガスエンジニアリングソリューションズ（株）の基礎排出係数	東京ガスエンジニアリングソリューションズ（株）管内の工場等
0.000422 t-CO2/kWh	北海道熱供給公社の基礎排出係数	北海道熱供給公社管内の工場等
0.000432 t-CO2/kWh	(株)エネットメニューF(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	(株)エネットメニューF(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0 t-CO2/kWh	関西電力(株) メニューA（2025年3月公表）の基礎排出係数	関西電力(株) メニューA（2025年3月公表）管内の工場等
0.000419 t-CO2/kWh	関西電力(株) メニューJ(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	関西電力(株) メニューJ(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0 t-CO2/kWh	九州電力(株)メニューA（2025年3月公表）の基礎排出係数	九州電力(株)メニューA（2025年3月公表）管内の工場等
0.000417 t-CO2/kWh	九州電力(株)メニューB(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	九州電力(株)メニューB(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0.000422 t-CO2/kWh	代替値（2025年3月公表）の基礎排出係数	代替値（2025年3月公表）管内の工場等
0.00052 t-CO2/kWh	中国電力(株)メニューH(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	中国電力(株)メニューH(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0.000421 t-CO2/kWh	中部電力ミライズ(株)メニューB(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	中部電力ミライズ(株)メニューB(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0 t-CO2/kWh	東京電力エナジーパートナー(株)メニューA（2025年3月公表）の基礎排出係数	東京電力エナジーパートナー(株)メニューA（2025年3月公表）管内の工場等
0.000431 t-CO2/kWh	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0 t-CO2/kWh	東北電力(株)メニューA（2025年3月公表）の基礎排出係数	東北電力(株)メニューA（2025年3月公表）管内の工場等
0.000402 t-CO2/kWh	東北電力(株)メニューD(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	東北電力(株)メニューD(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0.000535 t-CO2/kWh	北海道電力(株)(旧：北海道電力コクリエーション(株))メニューE(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	北海道電力(株)(旧：北海道電力コクリエーション(株))メニューE(残差)（2025年3月公表）管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000422 t-CO2/kWh	(株) エネスクエア東京の調整後排出係数	(株) エネスクエア東京管内の工場等
0.000422 t-CO2/kWh	東京ガスエンジニアリングソリューションズ（株）の調整後排出係数	東京ガスエンジニアリングソリューションズ（株）管内の工場等
0.000422 t-CO2/kWh	北海道熱供給公社の調整後排出係数	北海道熱供給公社管内の工場等
0.000432 t-CO2/kWh	(株)エネットメニューF(残差)（2025年3月公表）の調整後排出係数	(株)エネットメニューF(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0 t-CO2/kWh	関西電力(株) メニューA（2025年3月公表）の調整後排出係数	関西電力(株) メニューA（2025年3月公表）管内の工場等
0.000419 t-CO2/kWh	関西電力(株) メニューJ(残差)（2025年3月公表）の調整後排出係数	関西電力(株) メニューJ(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0 t-CO2/kWh	九州電力(株)メニューA（2025年3月公表）の調整後排出係数	九州電力(株)メニューA（2025年3月公表）管内の工場等
0.000417 t-CO2/kWh	九州電力(株)メニューB(残差)（2025年3月公表）の調整後排出係数	九州電力(株)メニューB(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0.000422 t-CO2/kWh	代替値（2025年3月公表）の調整後排出係数	代替値（2025年3月公表）管内の工場等
0.00052 t-CO2/kWh	中国電力(株)メニューH(残差)（2025年3月公表）の調整後排出係数	中国電力(株)メニューH(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0.000421 t-CO2/kWh	中部電力ミライズ(株)メニューB(残差)（2025年3月公表）の調整後排出係数	中部電力ミライズ(株)メニューB(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0 t-CO2/kWh	東京電力エナジーパートナー(株)メニューA（2025年3月公表）の調整後排出係数	東京電力エナジーパートナー(株)メニューA（2025年3月公表）管内の工場等

0.000431 t-CO2/kWh	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差) (2025年3月公表) の調整後排出係数	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差) (2025年3月公表) 管内の工場等
0 t-CO2/kWh	東北電力(株)メニューA (2025年3月公表) の調整後排出係数	東北電力(株)メニューA (2025年3月公表) 管内の工場等
0.000402 t-CO2/kWh	東北電力(株)メニューD(残差) (2025年3月公表) の調整後排出係数	東北電力(株)メニューD(残差) (2025年3月公表) 管内の工場等
0.000535 t-CO2/kWh	北海道電力(株)(旧:北海道電力コクリエーション(株))メニューE(残差) (2025年3月公表) の調整後排出係数	北海道電力(株)(旧:北海道電力コクリエーション(株))メニューE(残差) (2025年3月公表) 管内の工場等

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0532 t-CO2/GJ	(株) エネスクエア東京の基礎排出係数	(株) エネスクエア東京管内の工場等
0.0436 t-CO2/GJ	丸の内熱供給(株) (残差) の基礎排出係数	丸の内熱供給(株) (残差) 管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	秋葉原UDX特定目的会社の基礎排出係数	秋葉原UDX特定目的会社管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	青山エナジーサービスの基礎排出係数	青山エナジーサービス管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)の基礎排出係数	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	東京下水道エネルギー 芝浦地区の基礎排出係数	東京下水道エネルギー 芝浦地区管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	東京臨海熱供給の基礎排出係数	東京臨海熱供給管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	東邦ガスの基礎排出係数	東邦ガス管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	北海道熱供給公社の基礎排出係数	北海道熱供給公社管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0532 t-CO2/GJ	(株) エネスクエア東京の調整後排出係数	(株) エネスクエア東京管内の工場等
0.0436 t-CO2/GJ	丸の内熱供給(株) (残差) の調整後排出係数	丸の内熱供給(株) (残差) 管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	秋葉原UDX特定目的会社の調整後排出係数	秋葉原UDX特定目的会社管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	青山エナジーサービスの調整後排出係数	青山エナジーサービス管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)の調整後排出係数	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	東京下水道エネルギー 芝浦地区の調整後排出係数	東京下水道エネルギー 芝浦地区管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	東京臨海熱供給の調整後排出係数	東京臨海熱供給管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	東邦ガスの調整後排出係数	東邦ガス管内の工場等
0.0532 t-CO2/GJ	北海道熱供給公社の調整後排出係数	北海道熱供給公社管内の工場等

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

--

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定 - 第12表の4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定 - 第12表の4の3及び4の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定 - 第12表の4の5及び4の6に記載すること。

3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、特定 - 第12表の6の7及び6の8に記載すること。

6の1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種 別	合 計 量
1 . J - クレジット	1 t-CO2
2 . 非化石電源二酸化炭素削減相当量	17,096 t-CO2

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定 - 第12表の6の2、6の3及び6の4に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定 - 第12表の6の5に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定 - 第12表の6の6に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	J - クレジット		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
JCL-400-000-003-232-977 ~ 400-000-003-232-977	2025/01/30	1 t-CO2	■ 再エネ電力由来 □ 再エネ熱由来 □ その他
合 計 量		1 t-CO2	—
(うち再エネ電力由来)		1 t-CO2	—
(うち再エネ熱由来)		0 t-CO2	—

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

7 方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。

8 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	グリーン電力証書	t-CO2
	再エネ電力の導入に係るクレジット	1 t-CO2
非化石電源二酸化炭素削減相当量	17,096	t-CO2
～ の合計	17,097	t-CO2
他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	64,714	t-CO2
電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	60,070	t-CO2
他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	64,714	t-CO2
電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	60,070	t-CO2

備考 1 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量

国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量

非化石電源二酸化炭素削減相当量

～ の量の合計量

他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量

のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を
乗じて算定した量
のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

6の4 国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の 種別ごとの量	グリーン熱証書	t-CO2
	再エネ熱の導入に係るクレジット	t-CO2
	及び の合計	t-CO2
他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて 算定した二酸化炭素の排出量		15,302 t-CO2
他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて 算定した二酸化炭素の排出量		15,302 t-CO2

備考 1 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
及び の量の合計量
他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて
算定した量
他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて
算定した量

6の5 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO2
合 計 量		t-CO2

備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	種別ごとの非化石電源 二酸化炭素削減相当量
FIT証書	40016112 kWh	0.000423 t-CO2/kWh	1.010000	17,096 t-CO2

備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて
得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

6の7 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した 二酸化炭素の量	0 t-CO2
-------------------------------------	------------

備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、
燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、
当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

6の8 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素の量		t-CO2
当該二酸化炭素を回収した者		

回収した二酸化炭素に係る情報	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の用途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。

3 控除する二酸化炭素の種類が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）	1. 有 . 無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）	1. 有 . 無
------------------------------------	----------------	-----------------------------------	----------------

備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1．有」に○をすること。

2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1．有」に○をすること。

3 本表の「1．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

備 考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 報告書冒頭の 印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 特定 - 第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 特定 - 第2表1の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置しているすべての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置しているすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置しているすべての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置しているすべての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 指定 - 第2表には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 特定 - 第2表及び指定 - 第2表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 特定 - 第2表及び指定 - 第2表の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 特定 - 第2表及び指定 - 第2表の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 特定 - 第2表及び指定 - 第2表の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 特定 - 第2表及び指定 - 第2表の「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは、工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）において規定される時間帯を指す。
- 販売した電気の量は、特定 - 第2表及び指定 - 第2表の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 特定 - 第2表及び指定 - 第2表の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1キロワット時を熱量9,760キロジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 特定 - 第2表及び指定 - 第2表のうGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 特定 - 第2表及び指定 - 第2表のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定 - 第2表及び指定 - 第2表の下に注記すること。

- 16 特定 - 第2表、特定 - 第4表、指定 - 第2表、指定 - 第4表、指定 - 第5表及び指定 - 第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定 - 第4表及び指定 - 第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100（％）$$

- 17 特定 - 第3表の欄(E)及び指定 - 第4表の欄(C)の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

- 18 特定 - 第3表及び指定 - 第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

- 19 特定 - 第3表1 - 1、1 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

- (1) 特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（(E)）について検討する。
- (3) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出可能な場合は、以下のア．により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。

ア．事業者全体としての原単位（(W)-1）が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位（(W)-1）を求める。

- (ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）
 - (イ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（(B)）
 - (ウ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（(B)'）
 - (エ)（(A)-1）-（(B)）-（(B)'）・・・（(C)-1）
 - (オ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（(E)）
 - (カ) 事業分類ごとの（(C)-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U)-1）、（(V)-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位（(W)-1）＝（(U)-1）／（(V)-1）が求められる。
 - (キ)（(W)-1）と前年度の原単位（(X)-1）の比・・・（(Y)-1）
- (4) (E)が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出困難な場合は、以下のア．により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（(Z)-1）を算出する。

ア．事業者全体としての原単位（(W)-1）の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（(Z)-1）を求める。

- (ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）
 - (イ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（(B)）
 - (ウ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（(B)'）
 - (エ)（(A)-1）-（(B)）-（(B)'）・・・（(C)-1）
 - (オ) 事業分類ごとの（(C)-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（％）・・・（(D)-1）
 - (カ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（(E)）
 - (キ) エネルギーの使用に係る原単位・・・（(C)-1）／(E)＝（(F)-1）
 - (ク) エネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・（(G)-1）
 - (ケ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（％）・・・（(H)-1）
 - (コ) 事業ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（(H)-1）を（(D)-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。（(Z)-1）＝（(F)-1）＋（(H)-1）＋（(H)-1）＋・・・
- 20 特定 - 第3表2 - 1、2 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、（(C)-1）の構成割合（(D)-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（(E)）については、特定 - 第3表1における算定と同じとする。

- (1) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位（(W)' - 1）が算出可能な場合は、以下のア．により事業者全体としての電気需要平準化評価原単位を算出する。

ア．事業者全体としての電気需要平準化評価原単位（(W)' - 1）が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位（(W)' - 1）を求める。

- (ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）
- (イ) 電気需要平準化時間帯の買電量の合計（原油換算kl）・・・（(A)' - 1）
- (ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（(B)）
- (エ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（(B)'）
- (オ)（(A)-1）＋（(A)' - 1）×（評価係数 - 1）-（(B)）-（(B)'）・・・（(C)' - 1）
- (カ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（(E)）
- (キ) 事業分類ごとの（(C)' - 1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U)' - 1）、(V)を求めることにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位（(W)' - 1）＝（(U)' - 1）／(V)が求められる。
- (ク)（(W)' - 1）と前年度の原単位（(X)' - 1）の比・・・（(Y)' - 1）

(2) (E)が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位((W)'-1) が算出困難な場合は、以下のア. により事業者の電気需要平準化評価原単位の対前年度比((Z)'-1) を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位((W)'-1) の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比((Z)'-1) を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計(原油換算kl)・・・(A)-1)

(イ) 電気需要平準化時間帯の買電量の合計(原油換算kl)・・・(A)'-1)

(ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算kl)・・・(B)

(エ) 購入した未利用熱の量の合計(原油換算kl)・・・(B)'

(オ) ((A)-1) + ((A)'-1) × (評価係数 - 1) - (B) - (B)'・・・((C)'-1)

(カ) 事業分類ごとの((C)の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合(%)・・・((D)-1)

(キ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・(E)

(ク) 電気需要平準化評価原単位・・・((C)'-1) / (E) = ((F)'-1)

(ケ) 前年度の電気需要平準化評価原単位・・・((G)'-1)

(コ) 事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%)・・・((H)'-1)

(サ) 事業ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比((H)'-1) を((D)-1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比を求める。((Z)'-1) = ((F)'-1) + ((H)'-1) + ((H)'-1) +・・・

2 1 特定 - 第4表及び指定 - 第6表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定 - 第3表1及び2において事業者全体の原単位((W)-1) 及び事業者全体の電気需要平準化評価原単位((W)'-1) が算出困難であった場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に((Z)-1) 及び((Z)'-1) を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定 - 第3表3及び4において事業者全体の原単位((W)-1) 及び事業者全体の電気需要平準化評価原単位((W)'-1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に((Z)-1) 及び((Z)'-1) を記入すること。

2 2 特定 - 第4表及び指定 - 第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギーの使用に係る原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位

5年度間平均原単位変化(%) = $\left(((J)-1) \times ((K)-1) \times ((L)-1) \times ((M)-1) \right)^{1/4}$ (%) 又は

5年度間平均原単位変化(%) = $((d) \times (e) \times (f) \times (g))^{1/4}$ (%)

(2) 電気需要平準化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位

5年度間平均原単位変化(%) = $\left(((J)')-1) \times ((K)')-1) \times ((L)')-1) \times ((M)')-1) \right)^{1/4}$ (%) 又は

5年度間平均原単位変化(%) = $((d)' \times (e)' \times (f)' \times (g)')^{1/4}$ (%)

2 3 特定 - 第5表は、例えば「(口)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

2 4 特定 - 第6表は、事業者が工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)に定めるベンチマーク指標の対象となる事業(以下「ベンチマーク対象事業」という。)を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

2 5 特定 - 第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

2 6 特定 - 第8表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

2 7 特定 - 第10表は、特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要□)」欄に■印を付すこと。

2 8 特定 - 第11表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。

2 9 特定 - 第12表及び指定 - 第10表の記入に当たっては、特定 - 第12表及び指定 - 第10表に記載された備考欄を参照すること。

3 0 指定 - 第2表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

3 1 指定 - 第2表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定 - 第2表欄外に記入すること。

3 2 指定 - 第3表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。

3 3 指定 - 第8表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等(法第5条第1項第1号)に該当する場合は1、それ以外の工場等(法第5条第1項第2号)に該当する場合は2について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

3 4 認定 - 第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表の記入に当たっては、特定 - 第 2 表、第10表、第11表、第12表に係る備考をそれぞれ参照すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定 - 第 1 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	0	3	6	9	9	3	1
当該工場等の名称	大手町ファーストスクエア						
当該工場等の所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1						
主たる事業	貸事務所業						
細分類番号	6	9	1	1			
エネルギー管理者（員）の 職名・氏名・連絡先	職名 NTT都市開発株式会社ビル・商業事業本部 氏名 羽賀 達郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01-2010-3-14735 電話（ 03 - 6384 - 0823 ） FAX（ - - ） メールアドレス t.haga@ntt-us.com						

指定 - 第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1 - 1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	2024年度							
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させる ために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J
化石燃料	原油（コンデンセート除く）	kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
	揮発油	kl								
	ナフサ	kl								
	ジェット燃料油	kl								
	灯油	kl								
	軽油	kl								
	A重油	kl								
	B・C重油	kl								
	石油アスファルト	t								
	石油コークス	t								
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t							
		石油系炭化水素ガス	千m3							
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t							
		その他可燃性天然ガス	千m3							
	石炭	輸入原料炭	t							
		コークス用原料炭	t							
		吹込用原料炭	t							
		輸入一般炭	t							
		国産一般炭	t							
		輸入無煙炭	t							
	石炭コークス	t								
	コールタール	t								
	コークス炉ガス	千m3								
	高炉ガス	千m3								
	発電用高炉ガス	千m3								
	転炉ガス	千m3								
	その他	都市ガス	千m3							
		（ ）								
	化石燃料の小計	GJ		0		0		0		
非化石燃料	黒液	t								
	木材	t								
	木質廃材	t								
	バイオエタノール	kl								
	バイオディーゼル	kl								
	バイオガス	千m3								
	その他バイオマス	t								
	RDF	t								
	RPF	t								
	廃タイヤ	t								
	廃プラスチック	t								
	廃油	kl								
	廃棄物ガス	千m3								
	混合廃材	t								
	水素	t								
	アンモニア	t								
	その他（ ）									
	非化石燃料の小計	GJ		0		0		0		
他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ							
	産業用以外の蒸気	GJ	16,223	19,306			0	0	0	0
		うち非化石	GJ	0	0		0	0	0	0
	温水	GJ								
		うち非化石	GJ							
	冷水	GJ	24,575	29,245			0	0	0	0
		うち非化石	GJ	0	0		0	0	0	0
	その他（ ）	GJ								

熱		その他		GJ								
	その他 使用した熱	地熱		GJ								
		温泉熱		GJ								
		太陽熱		GJ								
		雪氷熱		GJ								
		その他	()	GJ								
			()	GJ								
	熱の小計			GJ		48,550			0		0	
	うち非化石			GJ		0			0		0	
電 気	電気事業者からの買電	電気事業者		千kWh	9,507	82,141						
		うち非化石		千kWh	2,559	22,112						
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）		千kWh								
		オフサイト型PPA（重み付けあり）		千kWh								
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）		千kWh								
		上記以外の自己託送		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
		()		千kWh								
				千kWh								
				千kWh								
		他事業所からの供給		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
	自家発電	太陽光		千kWh								
				kWh								
		風力		千kWh								
				kWh								
		地熱		千kWh								
				kWh								
		水力		千kWh								
				kWh								
		由来の その他 （非化石燃料）料	()	千kWh								
				kWh								
		料その他（燃）	化石	千kWh		1						
			非化石	千kWh		1						
		その他（熱）	化石	千kWh		1						
			非化石	千kWh		1						
	電気の小計			千kWh		82,141			0			
	うち非化石			千kWh		22,112			0			
	重み付け非化石			千kWh		0			0			
	合計 GJ					130,691		0	0		0	
	うち非化石 GJ					22,112		0	0		0	
	原油換算 kJ					3,372		0	0		0	
	うち非化石 kJ					571		0	0		0	
	前年度原油換算 kJ					3,439		0				
	対前年度比（％）					98.1						

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
2 1欄に記入する熱量換算値は、電気の数1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

1 - 2 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳

時間帯		単位	2024 年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4	千kWh	791	192
	5	千kWh	795	193
	6	千kWh	779	189
	7	千kWh	854	211
	8	千kWh	830	201
	9	千kWh	785	194
	10	千kWh	796	193
	11	千kWh	761	185
	12	千kWh	800	194
	1	千kWh	797	193
	2	千kWh	725	176
	3	千kWh	795	193
	合計	千kWh	9,507	2,313

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1 - 3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	0	日
------------------------	---	---

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行った日数を記載すること。

2 デイマンド・リスボンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3 1日に数回デイマンド・リスボンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1 - 4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデイマンド・リスボンスに関する契約の状況		
デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量	下げデイマンド・リスボンス	kl
	上げデイマンド・リスボンス	kl
デイマンド・リスボンス実施量	下げデイマンド・リスボンス	kWh
	上げデイマンド・リスボンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考 1 デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるデイマンド・リスボンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2 デイマンド・リスボンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

1 - 5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

1 - 6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別		メニュー名	使 用 量			熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合	
☐ 熱 ☒ 電気		1. 東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差) (2025年3月公表)	9,507,108	kWh	2,119	kL	26.9 %
☒ 熱 ☐ 電気		2. 丸の内熱供給(株) (残差)	40,798	GJ	1,253	kL	0 %

指定 - 第 3 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを
消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は 撤去の状況
エネルギーの使用の合 理化に関する設備	受変電室空調機	15kW × 2台	365日 / 24h / 日	
	4F棟乗用エレベーター	474kW (12台分)	365日 / 随時	
	5F棟乗用エレベーター	474kW (12台分)	365日 / 随時	
	地下駐車場給気	30kW (7台分)	365日 / 随時	
	地下駐車場排気	96kW (5台分)	365日 / 随時	
	上水揚水ポンプ	88kW (4台分)	365日 / 随時	
	中水揚水ポンプ	148kW (4台分)	365日 / 随時	

	外調機	242kW（44台分）	2500 h / 年	
	AHU	682kW（220台分）	2500 h / 年	
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	中水処理設備	34kW（各種ポンプ等）	5000 h / 年	

指定 - 第 4 表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	2024年度	対前年度比（％）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称： 入居面積 + 共用部面積)(単位： m 2)	(c) 94530	100

指定 - 第 5 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	2024年度	対前年度比（％）
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量(原油換算kl)}(\text{指定-第2表(a)}'-(\text{b})-(\text{b})')}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}$	0.03567	98.1

備考 ' ' は の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

	2024年度	対前年度比（％）
電気需要最適化評価原単位= $\frac{\text{電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}}$	0.03772	98.1

3 非化石エネルギーの使用状況

	2024年度	
非化石電気の使用状況= $\frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算kl}}$	26.9	%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定 - 第 6 表 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(0.05341)	(0.04374)	(0.04496)	(0.04133) 0.03638	0.03567	
対前年度比 (%)		(d) 81.9	(e) 102.8	(f) 91.9	(g) 98.1	93.3

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			■ 月別 □ 時間帯別			
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位	(0.05793)	(0.04748)	(0.04893)	(0.04481) 0.03845	0.03772	
対前年度比 (%)		(d) ' 82	(e) ' 103	(f) ' 91.6	(g) ' 98.1	93.3

3 非化石エネルギーの使用状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標
						2030年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	30.4 %	26.9 %	%

指定 - 第 7 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が
改善できなかった場合の理由
1 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位が年平均 1 %以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位
が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由
(ニ)の理由

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

電力会社の非化石率が減少したため。

指定 - 第 8 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１ 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況
（法第 5 条第 1 項第 1 号関係）

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置
(１) 空調 和設備、換気設 備	空調設備、換気設備の管理	空調設備、換気設備に関 する計測及び記録	空調設備、換気設備の保 守及び点検	空調設備、換気設備の新設 ・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(２) ボイラ ー設備、給湯設 備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関 する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保 守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設 ・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(２) - 2 太 陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び 点検	
			保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	
			■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(３) 照明設 備、昇降機、動 力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記 録	照明設備、昇降機、動力設備 の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新 に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(４) 受変電 設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び 記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当た つての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
B E M S				B E M S の新設・更新に当た つての措置
				■ B E M S を採用した

				☐ BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスタービン等専ら発電のみに供される設備(発電専用設備)、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	
(5) - 2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況			■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定			
	管理標準に定めている管理の状況			
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況		
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)に対するエネルギー使用量についての情報提供			■ 情報提供している ☐ 一部の賃借事業者に情報提供している ☐ 情報提供していない	

2 - 2 工場等(専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。)に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報 (出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入)					
発電所の名称					
施設番号(設備の名称)					
型式					
出力(kW)					
設備の用途					
実績効率(%)					
設計効率(%)					
燃料種ごとの基本情報					
	燃料種				
	年間使用量(GJ)				

	熱量構成比（％）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）						
高効率化に向けた取組						
	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
	バイオマスの種類					
	設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
	設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
	副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正值（％）						

- 備考
- 1

本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2

「施設番号」欄には、複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3

「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4

「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5

「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2 に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定 - 第 9 表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要	

指定 - 第 1 0 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等
又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の
温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	5,876 t-CO2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	0 t-CO2

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（ 1 ）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（ 2 ） 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

（ 3 ） 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 1 にも、備考 1（ 2 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 2 にも、備考 1（ 3 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 3 にも、必要事項を記載すること。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において
燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO2
-----------------------	-------

備考 1 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

2 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記入すること。

3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の
排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO2/千m3		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000431 t-CO2/kWh	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（2025年3月公表）管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
------	-------	---------

0.0436 t-CO2/GJ	丸の内熱供給(株)(残差)の基礎排出係数	丸の内熱供給(株)(残差)管内の工場等
--------------------	----------------------	---------------------

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 1 に記載すること。
 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 2 に記載すること。
 他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 3 に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 に記載すること。

5 の 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	0 t-CO2
---------------------------------	------------

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5 の 2 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	

	当該燃料の種類	
--	---------	--

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無

- 備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第 1 項の請求に係るものである場合は、左欄「1 . 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第 1 項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1 . 有」に○をすること。
- 3 本表の「1 . 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の「印」を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定 - 第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定 - 第2表1 - 1の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したとされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定 - 第2表1 - 1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の下に注記すること。
- 15 特定 - 第2表1 - 1、特定 - 第4表、特定 - 第6表、指定 - 第2表、指定 - 第4表、指定 - 第5表及び指定 - 第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定 - 第4表及び指定 - 第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

当該年度値

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{前年度値}}{\text{前年度値}} \times 100（\%）$$

前年度値

- 16 特定 - 第3表の欄(E)及び指定 - 第4表の欄(C)の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
- 17 特定 - 第3表及び指定 - 第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 18 特定 - 第3表1 - 1、1 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）について検討すること。
- (3) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の原単位（W）-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（W）-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（A）-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C)-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U)-1）、（(V)-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（(W)-1）=（(U)-1）/（(V)-1）が求められる。

（(W)-1）と前年度の原単位（(X)-1）の比・・・（(Y)-1）

（4）(E)が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（(Z)-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

事業分類ごとの（(C)-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（(D)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

エネルギー消費原単位・・・（(C)-1）/(E) = （(F)-1）

前年度のエネルギー消費原単位・・・（(G)-1）

事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（(H)-1）

事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（(H)-1）を（(D)-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。
（(Z)-1）=（-1）+（-1）+（-1）+・・・

19 特定 - 第3表2 - 1、2 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、（(C)-1）の構成割合（(D)-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（(E)）については、特定 - 第3表1における算定と同じとすること。

(1) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C）'-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C）'-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U）'-1）、(V)を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）=（(U）'-1）/(V)が求められる。

（(W）'-1）と前年度の原単位（(X）'-1）の比・・・（(Y）'-1）

(2) (E)が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（(Z）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

((A)-1') - (B) - (B)' . . . ((C) ' -1)

事業分類ごとの(C)の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%) . . . ((D) -1)

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 . . . (E)

電気需要最適化評価原単位 . . . ((C) ' -1) / (E) = ((F) ' -1)

前年度の電気需要最適化評価原単位 . . . ((G) ' -1)

事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) . . . ((H) ' -1)

事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 ((H) ' -1) を ((D) -1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 ((Z) ' -1) = (' -1) + (' -1) + (' -1) + . . .

- 2 0 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の上段の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定 - 第 3 表 1 及び 2 において事業者全体の原単位 ((W) -1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W) ' -1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z) -1) 及び ((Z) ' -1) を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定 - 第 3 表 3 及び 4 において事業者全体の原単位 ((W) -1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W) ' -1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z) -1) 及び ((Z) ' -1) を記入すること。

- 2 1 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の「5 年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の 4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

$$\begin{aligned} \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left(((J) - 1) \times ((K) - 1) \times ((L) - 1) \times ((M) - 1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left((d) \times (e) \times (f) \times (g) \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

$$\begin{aligned} \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left(((J)' - 1) \times ((K)' - 1) \times ((L)' - 1) \times ((M)' - 1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left((d)' \times (e)' \times (f)' \times (g)' \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

- 2 2 特定 - 第 5 表は、例えば「(口)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

- 2 3 特定 - 第 6 表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

- 2 4 特定 - 第 7 表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

- 2 5 特定 - 第 8 表は、該当するものに ■ 印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

- 2 6 特定 - 第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要 □)」欄に ■ 印を付すこと。

- 2 7 特定 - 第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

- 2 8 特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表の記入に当たっては、特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

- 2 9 指定 - 第 2 表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

- 3 0 指定 - 第 2 表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定 - 第 2 表欄外に記入すること。

- 3 1 指定 - 第 3 表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 3 2 指定 - 第 8 表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第 5 条第 1 項第 1 号）に該当する場合は 1、それ以外の工場等（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は 2 について、該当する項目に ■ 印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 3 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 3 4 認定 - 第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表の記入に当たっては、特定 - 第 2 表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定 - 第 1 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	0	3	7	0	0	3	1
当該工場等の名称	アーバンネット大手町ビル						
当該工場等の所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-2						
主たる事業	貸事務所業						
細分類番号	6	9	1	1			
エネルギー管理者（員）の 職名・氏名・連絡先	職名 株式会社 N T T ファシリティーズ 氏名 寺谷 鷹広 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01-2025-3-01032 電話（ 03 - 5255 - 1566 ） FAX（ 03 - 5255 - 1567 ） メールアドレス teraya22@ntt-f.co.jp						

指定 - 第 2 表 事業者のエネルギーの使用量等

1 - 1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	2024年度							
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
				数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J
化石燃料	原油（コンデンセート除く）		kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl								
	揮発油		kl								
	ナフサ		kl								
	ジェット燃料油		kl								
	灯油		kl								
	軽油		kl								
	A重油		kl	0	18						
	B・C重油		kl								
	石油アスファルト		t								
	石油コークス		t								
	石油ガス	液化石油ガス（L P G）	t								
		石油系炭化水素ガス	千m3								
	可 燃 性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t								
		その他可燃性天然ガス	千m3								
	石炭	輸入原料炭	t								
		コークス用原料炭	t								
		吹込用原料炭	t								
		輸入一般炭	t								
		国産一般炭	t								
		輸入無煙炭	t								
	石炭コークス		t								
	コールタール		t								
	コークス炉ガス		千m3								
	高炉ガス		千m3								
	発電用高炉ガス		千m3								
転炉ガス		千m3									
その他	都市ガス	千m3	29	1,318							
	()										
化石燃料の小計		GJ		1,336		0		0			
非化石燃料	黒液		t								
	木材		t								
	木質廃材		t								
	バイオエタノール		kl								
	バイオディーゼル		kl								
	バイオガス		千m3								
	その他バイオマス		t								
	RDF		t								
	RPF		t								
	廃タイヤ		t								
	廃プラスチック		t								
	廃油		kl								
	廃棄物ガス		千m3								
	混合廃材		t								
	水素		t								
	アンモニア		t								
	その他 ()										
	非化石燃料の小計		GJ		0		0		0		
他者から購入した熱	産業用蒸気	うち非化石	GJ								
		産業用以外の蒸気	GJ	14,831	17,649			0	0	0	0
		うち非化石	GJ	0	0			0	0	0	0
	温水	うち非化石	GJ								
		冷水	GJ	41,688	49,609			0	0	0	0
		うち非化石	GJ	0	0			0	0	0	0
	その他 ()	GJ									

熱		その他		GJ								
	その他 使用した熱	地熱		GJ								
		温泉熱		GJ								
		太陽熱		GJ								
		雪氷熱		GJ								
		その他	()	GJ								
			()	GJ								
	熱の小計			GJ		67,258			0		0	
	うち非化石			GJ		0			0		0	
電 気	電気事業者からの買電	電気事業者		千kWh	13,245	114,441						
		うち非化石		千kWh	3,566	30,807						
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）		千kWh								
		オフサイト型PPA（重み付けあり）		千kWh								
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）		千kWh								
		上記以外の自己託送		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
		()		千kWh								
				千kWh								
				千kWh								
		他事業所からの供給		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
	自家発電	太陽光		千kWh								
				kWh								
		風力		千kWh								
				kWh								
		地熱		千kWh								
				kWh								
		水力		千kWh								
				kWh								
		由来の その他 （非化石燃料）料	()	千kWh								
				kWh								
		料その他（燃）	化石	千kWh		1						
			非化石	千kWh		1						
		その他（熱）	化石	千kWh		1						
			非化石	千kWh		1						
	電気の小計			千kWh		114,441			0			
	うち非化石			千kWh		30,807			0			
	重み付け非化石			千kWh		0			0			
	合計 GJ					183,035		0	0		0	
	うち非化石 GJ					30,807		0	0		0	
	原油換算 kJ					4,722		0	0		0	
	うち非化石 kJ					795		0	0		0	
	前年度原油換算 kJ					4,680		0				
	対前年度比（％）					100.9						

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
2 1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64千ジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

1 - 2 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳

時間帯		単位	2024 年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4	千kWh	1,285	312
	5	千kWh	1,382	335
	6	千kWh	1,449	351
	7	千kWh	1,840	455
	8	千kWh	1,789	434
	9	千kWh	1,600	396
	10	千kWh	1,453	352
	11	千kWh	603	146
	12	千kWh	1,259	305
	1	千kWh	1,203	292
	2	千kWh	1,136	276
	3	千kWh	1,271	308
	合計	千kWh	16,270	3,962

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1 - 3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	0	日
------------------------	---	---

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行った日数を記載すること。

2 デイマンド・リスボンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3 1日に数回デイマンド・リスボンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1 - 4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデイマンド・リスボンスに関する契約の状況		
デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量	下げデイマンド・リスボンス	kl
	上げデイマンド・リスボンス	kl
デイマンド・リスボンス実施量	下げデイマンド・リスボンス	kWh
	上げデイマンド・リスボンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考 1 デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるデイマンド・リスボンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2 デイマンド・リスボンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

1 - 5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

1 - 6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別		メニュー名	使 用 量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐ 熱 ☒ 電気		1. 東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差) (2025年3月公表)	13,245,460	kWh	26.9 %
		2. 丸の内熱供給(株) (残差)	56,519	GJ	0 %

指定 - 第 3 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを
消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は 撤去の状況
エネルギーの使用の合 理化に関する設備	空冷パッケージ形空調機（ヒートポンプ）	578kWインバータ制御	2200/Y×10H/D	*31.1 撤去2850kVA 新設2300kVA
	高圧変圧器	トッランナー 2300kVA	3650/Y 24H/D	*31.1 現状使用容量化 撤去2850kVA 新設2300kVA
	照明設備	蛍光灯のH f 化(100%)	2200/Y 10H/D	
	照明設備	発光ダイオード照明(90%)	2200/Y 10H/D	
	排気用送風機	合計1,029kWインバータ遠隔制御	2200/Y 10H/D	
	セキュリティ設備	16.6kW	3650/Y 24H/D	
	特高変圧器	22000kVA×2	3650/Y 24H/D	

	高圧変圧器	合計22600KVA	365D/Y 24H/D	
	電気温水器	合計300kW	タイマー制御220D/Y 10H/D	
	貯湯槽	合計1460Mcal/H	365D/Y 24H/D	
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定 - 第 4 表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	2024年度	対前年度比（％）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称： 入居面積 + 共用部面積)(単位： m 2)	(c) 119000	100

指定 - 第 5 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	2024年度	対前年度比（％）
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量(原油換算kl)}(\text{指定-第2表(a)'-(b)-(b)'})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}$	0.03968	100.9

備考 ' ' は の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

	2024年度	対前年度比（％）
電気需要最適化評価原単位= $\frac{\text{電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}}$	0.04817	116

3 非化石エネルギーの使用状況

非化石電気の使用状況= $\frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算kl}}$	26.9	%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定 - 第 6 表 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(0.04608)	(0.03884)	(0.04537)	(0.04418) 0.03932	0.03968	
対前年度比 (%)		(d) 84.3	(e) 116.8	(f) 97.4	(g) 100.9	99.2

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			■ 月別 □ 時間帯別			
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位	(0.04989)	(0.04189)	(0.04926)	(0.04659) 0.04154	0.04817	
対前年度比 (%)		(d) ' 84	(e) ' 117.6	(f) ' 94.6	(g) ' 116	102

3 非化石エネルギーの使用状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標
						2030年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	30.4 %	26.9 %	%

指定 - 第 7 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が
改善できなかった場合の理由
1 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位
が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。
（ロ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。
（ニ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

電力会社の非化石率が減少したため。

指定 - 第 8 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１ 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況
（法第 5 条第 1 項第 1 号関係）

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置
(1) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
(2) - 2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	
			設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
(4) 受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
B E M S				B E M S の新設・更新に当たつての措置 ■ B E M S を採用した

				☐ BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスタービン等専ら発電のみに供される設備(発電専用設備)、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	
(5) - 2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況			■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定			
	管理標準に定めている管理の状況			
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況		
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)に対するエネルギー使用量についての情報提供			■ 情報提供している ☐ 一部の賃借事業者に情報提供している ☐ 情報提供していない	

2 - 2 工場等(専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。)に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報 (出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入)					
発電所の名称					
施設番号(設備の名称)					
型式					
出力(kW)					
設備の用途					
実績効率(%)					
設計効率(%)					
燃料種ごとの基本情報					
	燃料種				
	年間使用量(GJ)				

	熱量構成比（％）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）						
高効率化に向けた取組						
	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
	バイオマスの種類					
	設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
	設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
	副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正值（％）						

- 備考
- 1

本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2

「施設番号」欄には、複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3

「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4

「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5

「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2 に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定 - 第 9 表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要	

指定 - 第 10 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等
又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の
温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	8,234 t-CO2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	0 t-CO2

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（２） 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

（３） 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の3の1にも、備考1（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の3の2にも、備考1（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の3の3にも、必要事項を記載すること。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の5の1及び5の2にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において
燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO2
-----------------------	-------

備考 1 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

2 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の5の1及び5の2にも必要事項を記入すること。

3の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の
排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.05 t-CO2/千m3	東京瓦斯（供給区域：東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市等）（残差）の基礎排出係数	東京瓦斯（供給区域：東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市等）（残差）管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000431 t-CO2/kWh	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（2025年3月公表）管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
------	-------	---------

0.0436 t-CO2/GJ	丸の内熱供給(株)(残差)の基礎排出係数	丸の内熱供給(株)(残差)管内の工場等
--------------------	----------------------	---------------------

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 1 に記載すること。
 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 2 に記載すること。
 他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 3 に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 に記載すること。

5 の 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	0 t-CO2
---------------------------------	------------

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5 の 2 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	

	当該燃料の種類	
--	---------	--

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無

- 備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第 1 項の請求に係るものである場合は、左欄「1 . 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第 1 項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1 . 有」に○をすること。
- 3 本表の「1 . 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の「印」を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定 - 第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定 - 第2表1 - 1の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したとされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定 - 第2表1 - 1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の下に注記すること。
- 15 特定 - 第2表1 - 1、特定 - 第4表、特定 - 第6表、指定 - 第2表、指定 - 第4表、指定 - 第5表及び指定 - 第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定 - 第4表及び指定 - 第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

当該年度値

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100（\%）$$

- 16 特定 - 第3表の欄(E)及び指定 - 第4表の欄(C)の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
- 17 特定 - 第3表及び指定 - 第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 18 特定 - 第3表1 - 1、1 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）について検討すること。
- (3) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の原単位（W）-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（W）-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（A）-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C)-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U)-1）、（(V)-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（(W)-1）=（(U)-1）/（(V)-1）が求められる。

（(W)-1）と前年度の原単位（(X)-1）の比・・・（(Y)-1）

（4）(E)が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（(Z)-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

事業分類ごとの（(C)-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（(D)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

エネルギー消費原単位・・・（(C)-1）/(E) = （(F)-1）

前年度のエネルギー消費原単位・・・（(G)-1）

事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（(H)-1）

事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（(H)-1）を（(D)-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。
（(Z)-1）=（-1）+（-1）+（-1）+・・・

19 特定 - 第3表2 - 1、2 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、（(C)-1）の構成割合（(D)-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（(E)）については、特定 - 第3表1における算定と同じとすること。

(1) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C）'-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C）'-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U）'-1）、(V)を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）=（(U）'-1）/(V)が求められる。

（(W）'-1）と前年度の原単位（(X）'-1）の比・・・（(Y）'-1）

(2) (E)が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（(Z）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

((A)-1') - (B) - (B)' ・ ・ ・ ((C)' -1)

事業分類ごとの(C)の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%) ・ ・ ・ ((D)-1)

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 ・ ・ ・ (E)

電気需要最適化評価原単位 ・ ・ ・ ((C)' -1) / (E) = ((F)' -1)

前年度の電気需要最適化評価原単位 ・ ・ ・ ((G)' -1)

事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) ・ ・ ・ ((H)' -1)

事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 ((H)' -1) を ((D)-1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 ((Z)' -1) = (' -1) + (' -1) + (' -1) + ・ ・ ・

- 2 0 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の上段の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定 - 第 3 表 1 及び 2 において事業者全体の原単位 ((W)-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W)' -1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z)-1) 及び ((Z)' -1) を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定 - 第 3 表 3 及び 4 において事業者全体の原単位 ((W)-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W)' -1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z)-1) 及び ((Z)' -1) を記入すること。

- 2 1 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の「5 年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の 4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

$$\begin{aligned} \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left(((J)-1) \times ((K)-1) \times ((L)-1) \times ((M)-1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left((d) \times (e) \times (f) \times (g) \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

$$\begin{aligned} \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left(((J)'-1) \times ((K)'-1) \times ((L)'-1) \times ((M)'-1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left((d)' \times (e)' \times (f)' \times (g)' \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

- 2 2 特定 - 第 5 表は、例えば「(口)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

- 2 3 特定 - 第 6 表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

- 2 4 特定 - 第 7 表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

- 2 5 特定 - 第 8 表は、該当するものに ■ 印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

- 2 6 特定 - 第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要 □)」欄に ■ 印を付すこと。

- 2 7 特定 - 第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

- 2 8 特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表の記入に当たっては、特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

- 2 9 指定 - 第 2 表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

- 3 0 指定 - 第 2 表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定 - 第 2 表欄外に記入すること。

- 3 1 指定 - 第 3 表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 3 2 指定 - 第 8 表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第 5 条第 1 項第 1 号）に該当する場合は 1、それ以外の工場等（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は 2 について、該当する項目に ■ 印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 3 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 3 4 認定 - 第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表の記入に当たっては、特定 - 第 2 表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定 - 第 1 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	0	3	7	0	1	3	1
当該工場等の名称	グランパーク						
当該工場等の所在地	〒108-0023 東京都港区芝浦3-4-1						
主たる事業	貸事務所業						
細分類番号	6	9	1	1			
エネルギー管理者（員）の 職名・氏名・連絡先	職名 株式会社 N T T ファシリティーズ 氏名 星野 光次 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01-2006-3-08771 電話（ 03 - 5441 - 2125 ） FAX（ 03 - 5441 - 2126 ） メールアドレス hoshin23@ntt-f.co.jp						

指定 - 第 2 表 事業者のエネルギーの使用量等

1 - 1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	2024年度							
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させる ために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J
化石燃料	原油（コンデンセート除く）	kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
	揮発油	kl								
	ナフサ	kl								
	ジェット燃料油	kl								
	灯油	kl								
	軽油	kl								
	A 重油	kl	8	319			0			
	B・C 重油	kl								
	石油アスファルト	t								
	石油コークス	t								
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t							
		石油系炭化水素ガス	千m3							
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t							
		その他可燃性天然ガス	千m3							
	石炭	輸入原料炭	t							
		コークス用原料炭	t							
		吹込用原料炭	t							
		輸入一般炭	t							
		国産一般炭	t							
		輸入無煙炭	t							
	石炭コークス	t								
	コールタール	t								
	コークス炉ガス	千m3								
	高炉ガス	千m3								
	発電用高炉ガス	千m3								
	転炉ガス	千m3								
	その他	都市ガス	千m3							
		（ ）								
	化石燃料の小計	GJ		319		0		0		
非化石燃料	黒液	t								
	木材	t								
	木質廃材	t								
	バイオエタノール	kl								
	バイオディーゼル	kl								
	バイオガス	千m3								
	その他バイオマス	t								
	RDF	t								
	RPF	t								
	廃タイヤ	t								
	廃プラスチック	t								
	廃油	kl								
	廃棄物ガス	千m3								
	混合廃材	t								
	水素	t								
	アンモニア	t								
	その他	（ ）								
	非化石燃料の小計	GJ		0		0		0		
他者から購入した熱	産業用蒸気	産業用蒸気	GJ							
		うち非化石	GJ							
	産業用以外の蒸気	産業用以外の蒸気	GJ	13,394	15,939		0	0	0	0
		うち非化石	GJ	0	0		0	0	0	0
	温水	温水	GJ							
		うち非化石	GJ							
	冷水	冷水	GJ	44,271	52,682		0	0	0	0
		うち非化石	GJ	0	0		0	0	0	0
	その他	（ ）	GJ							

熱		その他		GJ										
	その他 使用した熱	地熱		GJ										
		温泉熱		GJ										
		太陽熱		GJ										
		雪氷熱		GJ										
		その他	()	GJ										
		()	GJ											
	熱の小計			GJ		68,621			0			0		
	うち非化石			GJ		0			0			0		
	電 気	電気事業者から の買電	電気事業者		千kWh	7,549	65,227							
うち非化石			千kWh	2,032	17,559									
上記以外の買 電		オフサイト型PPA（重み付け なし）		千kWh										
		オフサイト型PPA（重み付け あり）		千kWh										
		自己託送（非燃料由来の非 化石電気）		千kWh										
		上記以外の自己託送		千kWh										
		うち非化石		千kWh										
		重み付け非化石		千kWh										
		(	電気	)	千kWh	6,976	60,269							
		うち非化石		千kWh										
		重み付け非化石		千kWh										
		他事業所からの供給		千kWh										
		うち非化石		千kWh										
		重み付け非化石		千kWh										
		自家発電	太陽光		千kWh	12	43			0	0			
			kW	10										
風力			千kWh	0	0			0	0					
			kW	0										
地熱			千kWh	0	0			0	0					
			kW	0										
水力			千kWh	0	0			0	0					
			kW	0										
由そ 来の 他（ 非化 石燃 料）			(		千kWh									
					kW									
料そ の他 （燃			化石		千kWh	0	1 0			0	0			
			非化石		千kWh	0	1 0			0	0			
）そ の他 （熱			化石		千kWh	0	1 0			0	0			
			非化石		千kWh	0	1 0			0	0			
電気の小計			千kWh		125,539			0						
うち非化石			千kWh		17,559			0						
重み付け非化石			千kWh		43			0						
合計 GJ						194,480		0		0		0		
うち非化石 GJ						17,602		0		0		0		
原油換算 kJ						5,018		0		0		0		
うち非化石 kJ						454		0		0		0		
前年度原油換算 kJ						5,014		0						
対前年度比（％）						100.1								

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
2 1欄に記入する熱量換算値は、電気の数1千キロワット時を熱量8.64千ジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

1 - 2 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳

時間帯		単位	2024 年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4	千kWh	1,173	284
	5	千kWh	1,170	284
	6	千kWh	1,178	286
	7	千kWh	1,280	316
	8	千kWh	1,241	301
	9	千kWh	1,180	292
	10	千kWh	1,230	298
	11	千kWh	1,226	297
	12	千kWh	1,253	304
	1	千kWh	1,235	299
	2	千kWh	1,111	270
	3	千kWh	1,247	302
合計		千kWh	14,525	3,534

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1 - 3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	0	日
------------------------	---	---

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行った日数を記載すること。

2 デイマンド・リスボンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3 1日に数回デイマンド・リスボンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1 - 4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデイマンド・リスボンスに関する契約の状況		
デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量	下げデイマンド・リスボンス	kl
	上げデイマンド・リスボンス	kl
デイマンド・リスボンス実施量	下げデイマンド・リスボンス	kWh
	上げデイマンド・リスボンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考 1 デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるデイマンド・リスボンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2 デイマンド・リスボンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

1 - 5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

1 - 6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別		メニュー名	使 用 量			熱・電気供給事業者から 購入した熱・電気 における非化石割合		
☐ ■	熱 電気	1. 東京電力エナジーパートナー(株)メ ニューN(残差) (2025年3月公表)	7,549,391	kWh	1,683	kI	26.9	%
☐ ■	熱 電気	2. (株) エネスクエア東京	6,975,620	kWh	1,555	kI	0	%
☒ ☐	熱 電気	3. (株) エネスクエア東京	57,665	GJ	1,770	kI	0	%

指定 - 第 3 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを
消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は 撤去の状況
エネルギーの使用の合 理化に関する設備	照明器具	事務所、店舗内照明	250日/年 13時間/日	
	照明器具	共用部、駐車場照明	250日/年 15時間/日	
	冷水ポンプ	45kW × 4、22kW × 2	365日/年 24時間/日	
	温水ポンプ	75kW × 4、22kW × 4 負荷追随型	965日/年 24時間/日	
	空調機	AHU397台、FCU117台	250日/年 15時間/日	
	上水揚水ポンプ	55kW × 2、22kW × 2、15kW × 2、11kW × 2、5.5kW × 4	365日/年 8時間/日	
	中水揚水ポンプ	37kW × 2、30kW × 2、22kW × 3	365日/年 6時間/日	

	昇降機設備	エレベータ35基、エスカレータ7基	365日/年 20時間/日	
	給気ファン	30kW × 2、22kW × 2、18.5kW × 2	365日/年 14時間/日	
	排気ファン	55kW × 2、15kW × 2、15kW × 2	365日/年 14時間/日	
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	事務用機器	OA機器等	250日/年 1日13時間	

指定 - 第 4 表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	2024年度	対前年度比（％）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称： 入居面積 + 共用部面積)(単位： m ²)	(c) 129500	100

指定 - 第 5 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	2024年度	対前年度比（％）
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量(原油換算kl)}(\text{指定-第2表(a)'-(b)-(b)'})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}$	0.03875	100.1

備考 ' ' は の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

	2024年度	対前年度比（％）
電気需要最適化評価原単位= $\frac{\text{電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}}$	0.04104	100.3

3 非化石エネルギーの使用状況

	2024年度	
非化石電気の使用状況= $\frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算kl}}$	14.1	%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定 - 第 6 表 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(0.04667)	(0.04226)	(0.04197)	(0.0437) 0.03872	0.03875	
対前年度比（％）		(d) 90.6	(e) 99.3	(f) 104.1	(g) 100.1	98.4

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			■ 月別 □ 時間帯別			
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位	(0.04792)	(0.04336)	(0.04315)	(0.04513) 0.04092	0.04104	
対前年度比（％）		(d) ' 90.5	(e) ' 99.5	(f) ' 104.6	(g) ' 100.3	98.6

3 非化石エネルギーの使用状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標
						2030年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	16.3 %	14.1 %	%

指定 - 第 7 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が
改善できなかった場合の理由
1 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位
が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由

(ニ)の理由

COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

電力会社の非化石率が減少したため。

指定 - 第 8 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１ 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況
（法第 5 条第 1 項第 1 号関係）

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置
(１) 空調 和設備、換気設 備	空調設備、換気設備の管理	空調設備、換気設備に関 する計測及び記録	空調設備、換気設備の保 守及び点検	空調設備、換気設備の新設 ・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(２) ボイラ ー設備、給湯設 備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関 する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保 守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設 ・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(２) - 2 太 陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び 点検	
			保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	
			■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(３) 照明設 備、昇降機、動 力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記 録	照明設備、昇降機、動力設備 の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新 に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(４) 受変電 設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び 記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当た つての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
B E M S				B E M S の新設・更新に当た つての措置
				■ B E M S を採用した

				☐ BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスタービン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	
(5) - 2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況			■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定			
	管理標準に定めている管理の状況			
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			■ 情報提供している ☐ 一部の賃借事業者に情報提供している ☐ 情報提供していない	

2 - 2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）					
発電所の名称					
施設番号（設備の名称）					
型式					
出力（kW）					
設備の用途					
実績効率（％）					
設計効率（％）					
燃料種ごとの基本情報					
	燃料種				
	年間使用量（GJ）				

	熱量構成比（％）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）						
高効率化に向けた取組						
	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
	バイオマスの種類					
	設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
	設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
	副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正值（％）						

- 備考
- 1

本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2

「施設番号」欄には、複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3

「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4

「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5

「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2 に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定 - 第 9 表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要	

指定 - 第 1 0 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等
又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の
温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	9,287 t-CO2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	0 t-CO2

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（ 1 ）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（ 2 ） 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

（ 3 ） 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 1 にも、備考 1（ 2 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 2 にも、備考 1（ 3 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 3 にも、必要事項を記載すること。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において
燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO2
-----------------------	-------

備考 1 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

2 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記入すること。

3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の
排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO2/千m3		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000431 t-CO2/kWh	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（ 2025年3月公表）の基礎排出係数	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（ 2025年3月公表）管内の工場等
0.000422 t-CO2/kWh	（株）エネスクエア東京の基礎排出係数	（株）エネスクエア東京管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0532 t-CO2/GJ	(株) エネスクエア東京の基礎排出係数	(株) エネスクエア東京管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の3の1に記載すること。
 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の3の2に記載すること。
 他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の3の3に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定 - 第10表の5の1及び5の2に記載すること。

5の1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	0 t-CO2
---------------------------------	------------

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5の2 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	

	当該燃料の種類	

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無

- 備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1 . 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1 . 有」に○をすること。
- 3 本表の「1 . 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の「印」を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定 - 第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定 - 第2表1 - 1の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したとされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定 - 第2表1 - 1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の下に注記すること。
- 15 特定 - 第2表1 - 1、特定 - 第4表、特定 - 第6表、指定 - 第2表、指定 - 第4表、指定 - 第5表及び指定 - 第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定 - 第4表及び指定 - 第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

当該年度値

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{前年度値}}{\text{前年度値}} \times 100（\%）$$

前年度値

- 16 特定 - 第3表の欄(E)及び指定 - 第4表の欄(C)の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
- 17 特定 - 第3表及び指定 - 第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 18 特定 - 第3表1 - 1、1 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）について検討すること。
- (3) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の原単位（W）-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（W）-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（A）-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C)-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U)-1）、（(V)-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（(W)-1）=（(U)-1）/（(V)-1）が求められる。

（(W)-1）と前年度の原単位（(X)-1）の比・・・（(Y)-1）

（4）(E)が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（(Z)-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

事業分類ごとの（(C)-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（(D)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

エネルギー消費原単位・・・（(C)-1）/(E) = （(F)-1）

前年度のエネルギー消費原単位・・・（(G)-1）

事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（(H)-1）

事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（(H)-1）を（(D)-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。
（(Z)-1）=（-1）+（-1）+（-1）+・・・

19 特定 - 第3表2 - 1、2 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、（(C)-1）の構成割合（(D)-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（(E)）については、特定 - 第3表1における算定と同じとすること。

(1) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C）'-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C）'-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U）'-1）、(V)を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）=（(U）'-1）/(V)が求められる。

（(W）'-1）と前年度の原単位（(X）'-1）の比・・・（(Y）'-1）

(2) (E)が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（(Z）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

((A)-1') - (B) - (B)' ・ ・ ・ ((C)' -1)

事業分類ごとの(C)の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%) ・ ・ ・ ((D)-1)

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 ・ ・ ・ (E)

電気需要最適化評価原単位 ・ ・ ・ ((C)' -1) / (E) = ((F)' -1)

前年度の電気需要最適化評価原単位 ・ ・ ・ ((G)' -1)

事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) ・ ・ ・ ((H)' -1)

事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 ((H)' -1) を ((D)-1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 ((Z)' -1) = (' -1) + (' -1) + (' -1) + ・ ・ ・

- 2 0 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の上段の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定 - 第 3 表 1 及び 2 において事業者全体の原単位 ((W)-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W)' -1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z)-1) 及び ((Z)' -1) を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定 - 第 3 表 3 及び 4 において事業者全体の原単位 ((W)-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W)' -1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z)-1) 及び ((Z)' -1) を記入すること。

- 2 1 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の「5 年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の 4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

$$\begin{aligned} \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left(((J)-1) \times ((K)-1) \times ((L)-1) \times ((M)-1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left((d) \times (e) \times (f) \times (g) \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

$$\begin{aligned} \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left(((J)'-1) \times ((K)'-1) \times ((L)'-1) \times ((M)'-1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left((d)' \times (e)' \times (f)' \times (g)' \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

- 2 2 特定 - 第 5 表は、例えば「(口)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

- 2 3 特定 - 第 6 表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

- 2 4 特定 - 第 7 表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

- 2 5 特定 - 第 8 表は、該当するものに ■ 印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

- 2 6 特定 - 第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要 □)」欄に ■ 印を付すこと。

- 2 7 特定 - 第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

- 2 8 特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表の記入に当たっては、特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

- 2 9 指定 - 第 2 表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

- 3 0 指定 - 第 2 表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定 - 第 2 表欄外に記入すること。

- 3 1 指定 - 第 3 表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 3 2 指定 - 第 8 表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第 5 条第 1 項第 1 号）に該当する場合は 1、それ以外の工場等（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は 2 について、該当する項目に ■ 印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 3 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 3 4 認定 - 第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表の記入に当たっては、特定 - 第 2 表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定 - 第 1 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	0	3	7	0	3	3	1
当該工場等の名称	アーバンネット名古屋ビル						
当該工場等の所在地	〒461-0005 愛知県名古屋市中区東櫻1-1-10						
主たる事業	貸事務所業						
細分類番号	6	9	1	1			
エネルギー管理者（員）の 職名・氏名・連絡先	職名 株式会社 N T T ファシリティーズ 氏名 佐野 知之 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01-2008-3-03316 電話（ 052 - 955 - 2780 ） FAX（ 052 - 961 - 0747 ） メールアドレス sanoto23@ntt-f.co.jp						

指定 - 第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1 - 1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	2024年度							
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J
化石燃料	原油（コンデンセート除く）	kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
	揮発油	kl								
	ナフサ	kl								
	ジェット燃料油	kl								
	灯油	kl								
	軽油	kl								
	A重油	kl	2	90						
	B・C重油	kl								
	石油アスファルト	t								
	石油コークス	t								
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t							
		石油系炭化水素ガス	千m3							
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t							
		その他可燃性天然ガス	千m3							
	石炭	輸入原料炭	t							
		コークス用原料炭	t							
		吹込用原料炭	t							
		輸入一般炭	t							
		国産一般炭	t							
		輸入無煙炭	t							
	石炭コークス	t								
	コールタール	t								
	コークス炉ガス	千m3								
	高炉ガス	千m3								
	発電用高炉ガス	千m3								
	転炉ガス	千m3								
	その他	都市ガス	千m3							
		（ ）								
	化石燃料の小計	GJ		90		0		0		
非化石燃料	黒液	t								
	木材	t								
	木質廃材	t								
	バイオエタノール	kl								
	バイオディーゼル	kl								
	バイオガス	千m3								
	その他バイオマス	t								
	RDF	t								
	RPF	t								
	廃タイヤ	t								
	廃プラスチック	t								
	廃油	kl								
	廃棄物ガス	千m3								
	混合廃材	t								
	水素	t								
	アンモニア	t								
	その他（ ）									
	非化石燃料の小計	GJ		0		0		0		
他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ							
	産業用以外の蒸気	GJ	11,777	14,014			0	0	0	0
		うち非化石	GJ	0	0		0	0	0	0
	温水	GJ								
		うち非化石	GJ							
	冷水	GJ	21,863	26,017			0	0	0	0
		うち非化石	GJ	0	0		0	0	0	0
	その他（ ）	GJ								

熱		その他		GJ								
	その他 使用した熱	地熱		GJ								
		温泉熱		GJ								
		太陽熱		GJ								
		雪氷熱		GJ								
		その他	()	GJ								
			()	GJ								
	熱の小計			GJ		40,032			0		0	
	うち非化石			GJ		0			0		0	
電 気	電気事業者からの買電	電気事業者		千kWh	15,139	130,801						
		うち非化石		千kWh	4,075	35,212						
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）		千kWh								
		オフサイト型PPA（重み付けあり）		千kWh								
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）		千kWh								
		上記以外の自己託送		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
		()		千kWh								
				千kWh								
				千kWh								
		他事業所からの供給		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
	自家発電	太陽光		千kWh								
				kWh								
		風力		千kWh								
				kWh								
		地熱		千kWh								
				kWh								
		水力		千kWh								
				kWh								
		由来の その他 （非化石燃料）	()	千kWh								
				kWh								
		料その他（燃）	化石	千kWh		1						
			非化石	千kWh		1						
		料その他（熱）	化石	千kWh		1						
			非化石	千kWh		1						
	電気の小計			千kWh		130,801			0			
	うち非化石			千kWh		35,212			0			
	重み付け非化石			千kWh		0			0			
	合計 GJ					170,923		0	0		0	
	うち非化石 GJ					35,212		0	0		0	
	原油換算 kJ					4,410		0	0		0	
	うち非化石 kJ					908		0	0		0	
	前年度原油換算 kJ					3,660		0				
	対前年度比（％）					120.5						

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
2 1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64千ガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

1 - 2 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳

時間帯		単位	2024 年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4	千kWh	1,133	264
	5	千kWh	1,163	268
	6	千kWh	1,198	289
	7	千kWh	1,415	343
	8	千kWh	1,414	343
	9	千kWh	1,332	321
	10	千kWh	1,229	295
	11	千kWh	1,145	275
	12	千kWh	1,297	314
	1	千kWh	1,336	324
	2	千kWh	1,250	302
	3	千kWh	1,228	295
合計		千kWh	15,139	3,633

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1 - 3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	0	日
------------------------	---	---

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行った日数を記載すること。

2 デイマンド・リスボンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3 1日に数回デイマンド・リスボンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1 - 4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデイマンド・リスボンスに関する契約の状況		
デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量	下げデイマンド・リスボンス	kl
	上げデイマンド・リスボンス	kl
デイマンド・リスボンス実施量	下げデイマンド・リスボンス	kWh
	上げデイマンド・リスボンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考 1 デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるデイマンド・リスボンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2 デイマンド・リスボンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

1 - 5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

1 - 6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別		メニュー名	使 用 量			熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合	
熱 電気	1.	中部電力ミライズ(株)メニューB(残差) (2025年3月公表)	15,139,017	kWh	3,375	kl	26.9 %
熱 電気	2.	東邦ガス	33,640	GJ	1,033	kl	0 %

指定・第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを
消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は 撤去の状況
エネルギーの使用の合 理化に関する設備	空調機	インバータ制御 外：22台(368.1kw) 内：128台(744.7kw) 空冷：15台	365日/年 16h/日	
	空調機(ネクスタ)	インバータ制御 外：116台(1050.1kw) PAC：510台(3585.7kw)	365日/年 16h/日	2022年2月ネクスタ竣工
	冷温水ポンプ	インバータ制御 冷：9台(303kw) 温：9台(213kw)	365日/年 16h/日	
	排水ポンプ	インバータ制御 上水：6台(46kw) 中水：6台(34kw)	365日/年 16h/日	
	昇降設備	インバータ制御 28台(1047.7kw)	365日/年 24h/日	
	照明設備		365日/年 16h/日	蛍光灯・一部共用部及び 専用部照明LED化
	変圧器	高効率モールド変圧器 特高：3台(9,000kVA) 高圧：48台(16,475kVA)	365日/年 24h/日	

上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	エスカレ - タ設	1 2 台 (72kW)	3 6 5 日 / 年 1 6 h / 日	
	給排気ファン	FS: 5 台 (82.3kW) FE: 1 0 5 台 (222.05kW)	3 6 5 日 / 年 1 6 h / 日	
	揚排水ポンプ	4 1 台 (292.9kW)	3 6 5 日 / 年 8 h / 日	
	中水設備ポンプ	1 1 台 (52.3kW)	3 6 5 日 / 年 2 4 h / 日	

指定 - 第 4 表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	2024年度	対前年度比（％）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称： 入居面積 + 共用部面積)(単位： m 2)	(c) 105300	100

指定 - 第 5 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	2024年度	対前年度比（％）
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量(原油換算kl)}(\text{指定-第2表(a)'-(b)-(b)'})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}$	0.04188	120.5

備考 ' ' は の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

	2024年度	対前年度比（％）
電気需要最適化評価原単位= $\frac{\text{電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}}$	0.04434	121

3 非化石エネルギーの使用状況

非化石電気の使用状況= $\frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算kl}}$	26.9	%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定 - 第 6 表 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(0.03334)	(0.03691)	(0.03741)	(0.03957) 0.03476	0.04188	
対前年度比 (%)		(d) 110.7	(e) 101.4	(f) 105.8	(g) 120.5	109.4

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			■ 月別 □ 時間帯別			
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位	(0.03537)	(0.03961)	(0.0422)	(0.04342) 0.03664	0.04434	
対前年度比 (%)		(d) ' 112	(e) ' 106.5	(f) ' 102.9	(g) ' 121	110.4

3 非化石エネルギーの使用状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標
						2030年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	100 %	26.9 %	%

指定 - 第 7 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が
改善できなかった場合の理由
1 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位
が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発となったため。
（ロ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発となったため。

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発となったため。
(ニ)の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発となったため。

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

電力会社の電力メニューを変更したため。

指定 - 第 8 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１ 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況
（法第 5 条第 1 項第 1 号関係）

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置
(1) 空調 和設備、換気設 備	空調設備、換気設備の管理	空調設備、換気設備に関 する計測及び記録	空調設備、換気設備の保 守及び点検	空調設備、換気設備の新設 ・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(2) ボイラ ー設備、給湯設 備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関 する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保 守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設 ・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(2) - 2 太 陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び 点検	
			保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	
			■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(3) 照明設 備、昇降機、動 力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記 録	照明設備、昇降機、動力設備 の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新 に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(4) 受変電 設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び 記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当た つての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
B E M S				B E M S の新設・更新に当た つての措置
				■ B E M S を採用した

				☐ BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスタービン等専ら発電のみに供される設備(発電専用設備)、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	
(5) - 2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況			■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定			
	管理標準に定めている管理の状況			
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)に対するエネルギー使用量についての情報提供			■ 情報提供している ☐ 一部の賃借事業者に情報提供している ☐ 情報提供していない	

2 - 2 工場等(専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。)に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報 (出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入)					
発電所の名称					
施設番号(設備の名称)					
型式					
出力(kW)					
設備の用途					
実績効率(%)					
設計効率(%)					
燃料種ごとの基本情報					
	燃料種				
	年間使用量(GJ)				

	熱量構成比（％）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）						
高効率化に向けた取組						
	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
	バイオマスの種類					
	設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
	設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
	副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正值（％）						

- 備考
- 1

本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2

「施設番号」欄には、複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3

「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4

「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5

「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2 に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定 - 第 9 表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要	

指定 - 第 1 0 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等
又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の
温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	8,169 t-CO2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	0 t-CO2

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（ 1 ）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（ 2 ） 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

（ 3 ） 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 1 にも、備考 1（ 2 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 2 にも、備考 1（ 3 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 3 にも、必要事項を記載すること。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において
燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO2
-----------------------	-------

備考 1 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

2 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記入すること。

3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の
排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO2/千m3		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000421 t-CO2/kWh	中部電力ミライズ(株)メニューB(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	中部電力ミライズ(株)メニューB(残差)（2025年3月公表）管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
------	-------	---------

0.0532 t-CO2/GJ	東邦ガスの基礎排出係数	東邦ガス管内の工場等
--------------------	-------------	------------

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 1 に記載すること。
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 2 に記載すること。
他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 3 に記載すること。

3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 に記載すること。

5 の 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	0 t-CO2
---------------------------------	------------

備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。

2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5 の 2 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	

	当該燃料の種類	
--	---------	--

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無

- 備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第 1 項の請求に係るものである場合は、左欄「1 . 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第 1 項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1 . 有」に○をすること。
- 3 本表の「1 . 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の 印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定 - 第 1 表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定 - 第 2 表 1 - 1 の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したとされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定 - 第 2 表 1 - 1 には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定 - 第 2 表 1 - 1 及び指定 - 第 2 表 1 - 1 の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定 - 第 2 表 1 - 1 及び指定 - 第 2 表 1 - 1 の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定 - 第 2 表 1 - 1 及び指定 - 第 2 表 1 - 1 の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定 - 第 2 表 1 - 1 及び指定 - 第 2 表 1 - 1 の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定 - 第 2 表 1 - 1 及び指定 - 第 2 表 1 - 1 の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定 - 第 2 表 1 - 1 及び指定 - 第 2 表 1 - 1 の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量 1 千キロワット時を熱量 8.64 キガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定 - 第 2 表 1 - 1 及び指定 - 第 2 表 1 - 1 の GJ を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を TJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定 - 第 2 表 1 - 1 及び指定 - 第 2 表 1 - 1 のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定 - 第 2 表 1 - 1 及び指定 - 第 2 表 1 - 1 の下に注記すること。
- 15 特定 - 第 2 表 1 - 1、特定 - 第 4 表、特定 - 第 6 表、指定 - 第 2 表、指定 - 第 4 表、指定 - 第 5 表及び指定 - 第 6 表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定 - 第 4 表及び指定 - 第 5 表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

当該年度値

対前年度比（％）＝ × 100（％）

前年度値

- 16 特定 - 第 3 表の欄(E)及び指定 - 第 4 表の欄(C)の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
- 17 特定 - 第 3 表及び指定 - 第 5 表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 18 特定 - 第 3 表 1 - 1、1 - 2 における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4 桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）について検討すること。
- (3) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の原単位（W）-1 が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（W）-1 を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（A）-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C)-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U)-1）、（(V)-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（(W)-1）=（(U)-1）/（(V)-1）が求められる。

（(W)-1）と前年度の原単位（(X)-1）の比・・・（(Y)-1）

（4）(E)が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（(Z)-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

事業分類ごとの（(C)-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（(D)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

エネルギー消費原単位・・・（(C)-1）/(E) = （(F)-1）

前年度のエネルギー消費原単位・・・（(G)-1）

事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（(H)-1）

事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（(H)-1）を（(D)-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。
（(Z)-1）=（-1）+（-1）+（-1）+・・・

19 特定 - 第3表2 - 1、2 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、（(C)-1）の構成割合（(D)-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（(E)）については、特定 - 第3表1における算定と同じとすること。

(1) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C）'-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C）'-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U）'-1）、(V)を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）=（(U）'-1）/(V)が求められる。

（(W）'-1）と前年度の原単位（(X）'-1）の比・・・（(Y）'-1）

(2) (E)が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（(Z）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

((A)-1') - (B) - (B)' ・ ・ ・ ((C) ' -1)

事業分類ごとの(C)の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%) ・ ・ ・ ((D) -1)

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 ・ ・ ・ (E)

電気需要最適化評価原単位 ・ ・ ・ ((C) ' -1) / (E) = ((F) ' -1)

前年度の電気需要最適化評価原単位 ・ ・ ・ ((G) ' -1)

事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) ・ ・ ・ ((H) ' -1)

事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 ((H) ' -1) を ((D) -1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 ((Z) ' -1) = (' -1) + (' -1) + (' -1) + ・ ・ ・

- 2 0 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の上段の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定 - 第 3 表 1 及び 2 において事業者全体の原単位 ((W) -1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W) ' -1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z) -1) 及び ((Z) ' -1) を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定 - 第 3 表 3 及び 4 において事業者全体の原単位 ((W) -1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W) ' -1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z) -1) 及び ((Z) ' -1) を記入すること。

- 2 1 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の「5 年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の 4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

$$\begin{aligned} 5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%) } &= \left(((J) - 1) \times ((K) - 1) \times ((L) - 1) \times ((M) - 1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ 5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%) } &= \left((d) \times (e) \times (f) \times (g) \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

$$\begin{aligned} 5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%) } &= \left(((J)' - 1) \times ((K)' - 1) \times ((L)' - 1) \times ((M)' - 1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ 5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%) } &= \left((d)' \times (e)' \times (f)' \times (g)' \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

- 2 2 特定 - 第 5 表は、例えば「(口)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

- 2 3 特定 - 第 6 表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

- 2 4 特定 - 第 7 表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

- 2 5 特定 - 第 8 表は、該当するものに ■ 印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

- 2 6 特定 - 第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要 □)」欄に ■ 印を付すこと。

- 2 7 特定 - 第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

- 2 8 特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表の記入に当たっては、特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

- 2 9 指定 - 第 2 表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

- 3 0 指定 - 第 2 表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定 - 第 2 表欄外に記入すること。

- 3 1 指定 - 第 3 表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 3 2 指定 - 第 8 表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第 5 条第 1 項第 1 号）に該当する場合は 1、それ以外の工場等（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は 2 について、該当する項目に ■ 印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 3 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 3 4 認定 - 第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表の記入に当たっては、特定 - 第 2 表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定 - 第 1 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	0	3	7	0	4	3	1
当該工場等の名称	シーバンスN館						
当該工場等の所在地	〒108-0023 東京都港区芝浦1-2-1						
主たる事業	貸事務所業						
細分類番号	6	9	1	1			
エネルギー管理者（員）の 職名・氏名・連絡先	職名 株式会社N T T ファシリティーズ 氏名 志茂 和徳 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01-2006-3-06207 電話（ 03 - 5440 - 6310 ） FAX（ 03 - 5440 - 6369 ） メールアドレス shimok22@ntt-f.co.jp						

指定 - 第 2 表 事業者のエネルギーの使用量等

1 - 1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	2024年度							
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させる ために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J
化石燃料	原油（コンデンセート除く）	kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
	揮発油	kl								
	ナフサ	kl								
	ジェット燃料油	kl								
	灯油	kl								
	軽油	kl								
	A重油	kl								
	B・C重油	kl								
	石油アスファルト	t								
	石油コークス	t								
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t							
		石油系炭化水素ガス	千m3							
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t							
		その他可燃性天然ガス	千m3							
	石炭	輸入原料炭	t							
		コークス用原料炭	t							
		吹込用原料炭	t							
		輸入一般炭	t							
		国産一般炭	t							
		輸入無煙炭	t							
	石炭コークス	t								
	コールタール	t								
	コークス炉ガス	千m3								
	高炉ガス	千m3								
	発電用高炉ガス	千m3								
	転炉ガス	千m3								
	その他	都市ガス	千m3							
		（ ）								
	化石燃料の小計	GJ		0		0		0		
非化石燃料	黒液	t								
	木材	t								
	木質廃材	t								
	バイオエタノール	kl								
	バイオディーゼル	kl								
	バイオガス	千m3								
	その他バイオマス	t								
	RDF	t								
	RPF	t								
	廃タイヤ	t								
	廃プラスチック	t								
	廃油	kl								
	廃棄物ガス	千m3								
	混合廃材	t								
	水素	t								
	アンモニア	t								
	その他（ ）									
	非化石燃料の小計	GJ		0		0		0		
他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ							
	産業用以外の蒸気	GJ	4,899	5,829			0	0	0	0
		うち非化石	GJ	0	0		0	0	0	0
	温水	GJ								
		うち非化石	GJ							
	冷水	GJ	14,380	17,112			0	0	0	0
		うち非化石	GJ	0	0		0	0	0	0
	その他（ ）	GJ								

熱		その他		GJ								
	その他 使用した熱	地熱		GJ								
		温泉熱		GJ								
		太陽熱		GJ								
		雪氷熱		GJ								
		その他	()	GJ								
			()	GJ								
	熱の小計			GJ		22,941			0		0	
	うち非化石			GJ		0			0		0	
電 気	電気事業者からの買電	電気事業者		千kWh	4,405	38,061						
		うち非化石		千kWh	1,186	10,246						
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）		千kWh								
		オフサイト型PPA（重み付けあり）		千kWh								
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）		千kWh								
		上記以外の自己託送		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
		（電気）		千kWh	2,076	17,940						
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
		他事業所からの供給		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
	自家発電	太陽光		千kWh								
				kWh								
		風力		千kWh								
				kWh								
		地熱		千kWh								
				kWh								
		水力		千kWh								
				kWh								
		由そ 来の 他 （ 非 化 石 燃 ） 料	（ ）	千kWh								
				kWh								
		料そ の 他 （ 燃 ） 料	化石	千kWh		1						
			非化石	千kWh		1						
		（そ の 他 （ 熱 ） 料	化石	千kWh		1						
			非化石	千kWh		1						
	電気の小計			千kWh		56,001			0			
	うち非化石			千kWh		10,246			0			
	重み付け非化石			千kWh		0			0			
	合計 GJ					78,943		0	0		0	
	うち非化石 GJ					10,246		0	0		0	
	原油換算 kJ					2,037		0	0		0	
	うち非化石 kJ					264		0	0		0	
	前年度原油換算 kJ					1,913		0				
	対前年度比（％）					106.5						

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
2 1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64千ガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

1 - 2 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳

時間帯		単位	2024 年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4	千kWh	508	123
	5	千kWh	482	117
	6	千kWh	528	128
	7	千kWh	614	152
	8	千kWh	639	155
	9	千kWh	616	152
	10	千kWh	532	129
	11	千kWh	488	118
	12	千kWh	514	125
	1	千kWh	520	126
	2	千kWh	543	132
	3	千kWh	497	121
	合計	千kWh	6,482	1,578

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1 - 3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	0	日
------------------------	---	---

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行った日数を記載すること。

2 デイマンド・リスボンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3 1日に数回デイマンド・リスボンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1 - 4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデイマンド・リスボンスに関する契約の状況		
デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量	下げデイマンド・リスボンス	kl
	上げデイマンド・リスボンス	kl
デイマンド・リスボンス実施量	下げデイマンド・リスボンス	kWh
	上げデイマンド・リスボンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考 1 デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるデイマンド・リスボンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2 デイマンド・リスボンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

1 - 5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

1 - 6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別		メニュー名	使 用 量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐	熱	1. 東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差) (2025年3月公表)	4,405,234	kWh	26.9
☒	電気				
☐	熱	2. 東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)	2,076,420	kWh	0
☒	電気				
☒	熱	3. 東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)	19,278	GJ	0
☐	電気				

指定・第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備	照明器具（H F 管）	居室用・通路用・共用部	8：00～22：00	約80%撤去し、L E Dに変更
	照明器具（LED）	居室用・通路用・共用部用、ラウンジ用	8：00～22：00	約80%撤去し、L E Dに変更
	照明器具	共用部 人感センサー付き	随時	共用部の約50%更改済み
	F C U空調機（冷水・蒸気）	居室用	8：00～17：00 但し一部は常時運転	90%撤去し、P A C空調に改修
	A H U空調機	居室用・通路用・共用部用 高効率モーター インバーター制御	8：00～19：00	100%更改済み
	遮熱ブラインド	居室用	常時	居室に100%設置済み
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定 - 第 4 表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	2024年度	対前年度比（％）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称： 入居面積 + 共用部面積)(単位： m 2)	(c) 69220	100

指定 - 第 5 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	2024年度	対前年度比（％）
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量(原油換算kl)}(\text{指定-第2表(a)'-(b)-(b)'})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}$	0.02942	106.5

備考 ' ' は の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

	2024年度	対前年度比（％）
電気需要最適化評価原単位= $\frac{\text{電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}}$	0.03134	139.9

3 非化石エネルギーの使用状況

	2024年度	
非化石電気の使用状況= $\frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算kl}}$	18.3	%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定 - 第 6 表 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(0.03098)	(0.02954)	(0.02954)	(0.03113) 0.02763	0.02942	
対前年度比（％）		(d) 95.3	(e) 100	(f) 105.4	(g) 106.5	101.7

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			■ 月別 □ 時間帯別			
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位	(0.03232)	(0.03084)	(0.03146)	(0.03239) 0.0224	0.03134	
対前年度比（％）		(d) ' 95.4	(e) ' 102	(f) ' 102.9	(g) ' 139.9	108.8

3 非化石エネルギーの使用状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標
						2030年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	20.4 %	18.3 %	%

指定 - 第 7 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が
改善できなかった場合の理由
1 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位
が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由 COVID-19蔓延後、テナント事業活動が活発化したため。
（ロ）の理由 COVID-19蔓延後、テナント事業活動が活発化したため。

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由 COVID-19蔓延後、テナント事業活動が活発化したため。
(ニ)の理由 COVID-19蔓延後、テナント事業活動が活発化したため。

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

電力会社の非化石率が減少したため。

指定 - 第 8 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１ 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況
（法第 5 条第 1 項第 1 号関係）

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置
(１) 空調 和設備、換気設 備	空調設備、換気設備の管理	空調設備、換気設備に関 する計測及び記録	空調設備、換気設備の保 守及び点検	空調設備、換気設備の新設 ・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(２) ボイラ ー設備、給湯設 備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関 する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保 守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設 ・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(２) - 2 太 陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び 点検	
			保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	
			■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(３) 照明設 備、昇降機、動 力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記 録	照明設備、昇降機、動力設備 の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新 に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(４) 受変電 設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び 記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当た つての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
B E M S				B E M S の新設・更新に当た つての措置
				■ B E M S を採用した

				☐ BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスタービン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	
(5) - 2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況			■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定			
	管理標準に定めている管理の状況			
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			■ 情報提供している ☐ 一部の賃借事業者に情報提供している ☐ 情報提供していない	

2 - 2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）					
発電所の名称					
施設番号（設備の名称）					
型式					
出力（kW）					
設備の用途					
実績効率（％）					
設計効率（％）					
燃料種ごとの基本情報					
	燃料種				
	年間使用量（GJ）				

	熱量構成比（％）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）						
高効率化に向けた取組						
	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
	バイオマスの種類					
	設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
	設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
	副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正值（％）						

- 備考
- 1

本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2

「施設番号」欄には、複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3

「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4

「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5

「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2 に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定 - 第 9 表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要	

指定 - 第 1 0 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等
又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の
温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	3,800 t-CO2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	0 t-CO2

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（ 1 ）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（ 2 ） 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

（ 3 ） 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 1 にも、備考 1（ 2 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 2 にも、備考 1（ 3 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 3 にも、必要事項を記載すること。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において
燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO2
-----------------------	-------

備考 1 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

2 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記入すること。

3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の
排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO2/千m3		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000431 t-CO2/kWh	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（2025年3月公表）管内の工場等
0.000422 t-CO2/kWh	東京ガスエンジニアリングソリューションズ（株）の基礎排出係数	東京ガスエンジニアリングソリューションズ（株）管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0532 t-CO2/GJ	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)の基礎 排出係数	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)管内の 工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の3の1に記載すること。
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の3の2に記載すること。
他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の3の3に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定 - 第10表の5の1及び5の2に記載すること。

5の1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	0 t-CO2
---------------------------------	------------

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5の2 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る 情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途 に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	

	当該燃料の種類	

備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。

3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無

備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1 . 有」に○をすること。

2 同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1 . 有」に○をすること。

3 本表の「1 . 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の「印」を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定 - 第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定 - 第2表1 - 1の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したとされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定 - 第2表1 - 1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の下に注記すること。
- 15 特定 - 第2表1 - 1、特定 - 第4表、特定 - 第6表、指定 - 第2表、指定 - 第4表、指定 - 第5表及び指定 - 第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定 - 第4表及び指定 - 第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

当該年度値

対前年度比（％）＝

前年度値

×100（％）

- 16 特定 - 第3表の欄(E)及び指定 - 第4表の欄(C)の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
 - 17 特定 - 第3表及び指定 - 第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
 - 18 特定 - 第3表1 - 1、1 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）について検討すること。
- (3) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の原単位（W）-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（W）-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（A）-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C)-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U)-1）、（(V)-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（(W)-1）=（(U)-1）/（(V)-1）が求められる。

（(W)-1）と前年度の原単位（(X)-1）の比・・・（(Y)-1）

（4）(E)が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（(Z)-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

事業分類ごとの（(C)-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（(D)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

エネルギー消費原単位・・・（(C)-1）/(E) = （(F)-1）

前年度のエネルギー消費原単位・・・（(G)-1）

事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（(H)-1）

事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（(H)-1）を（(D)-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。
（(Z)-1）=（-1）+（-1）+（-1）+・・・

19 特定 - 第3表2 - 1、2 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、（(C)-1）の構成割合（(D)-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（(E)）については、特定 - 第3表1における算定と同じとすること。

(1) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C）'-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C）'-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U）'-1）、(V)を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）=（(U）'-1）/(V)が求められる。

（(W）'-1）と前年度の原単位（(X）'-1）の比・・・（(Y）'-1）

(2) (E)が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（(Z）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

((A)-1') - (B) - (B)' ・ ・ ・ ((C)' -1)

事業分類ごとの(C)の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%) ・ ・ ・ ((D)-1)

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 ・ ・ ・ (E)

電気需要最適化評価原単位 ・ ・ ・ ((C)' -1) / (E) = ((F)' -1)

前年度の電気需要最適化評価原単位 ・ ・ ・ ((G)' -1)

事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) ・ ・ ・ ((H)' -1)

事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 ((H)' -1) を ((D)-1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 ((Z)' -1) = (' -1) + (' -1) + (' -1) + ・ ・ ・

- 2 0 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の上段の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定 - 第 3 表 1 及び 2 において事業者全体の原単位 ((W)-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W)' -1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z)-1) 及び ((Z)' -1) を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定 - 第 3 表 3 及び 4 において事業者全体の原単位 ((W)-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W)' -1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z)-1) 及び ((Z)' -1) を記入すること。

- 2 1 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の「5 年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の 4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

$$\begin{aligned} \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left(((J)-1) \times ((K)-1) \times ((L)-1) \times ((M)-1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left((d) \times (e) \times (f) \times (g) \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

$$\begin{aligned} \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left(((J)'-1) \times ((K)'-1) \times ((L)'-1) \times ((M)'-1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left((d)' \times (e)' \times (f)' \times (g)' \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

- 2 2 特定 - 第 5 表は、例えば「(口)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

- 2 3 特定 - 第 6 表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

- 2 4 特定 - 第 7 表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

- 2 5 特定 - 第 8 表は、該当するものに ■ 印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

- 2 6 特定 - 第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要 □)」欄に ■ 印を付すこと。

- 2 7 特定 - 第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

- 2 8 特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表の記入に当たっては、特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

- 2 9 指定 - 第 2 表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

- 3 0 指定 - 第 2 表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定 - 第 2 表欄外に記入すること。

- 3 1 指定 - 第 3 表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 3 2 指定 - 第 8 表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第 5 条第 1 項第 1 号）に該当する場合は 1、それ以外の工場等（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は 2 について、該当する項目に ■ 印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 3 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 3 4 認定 - 第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表の記入に当たっては、特定 - 第 2 表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定 - 第 1 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	0	3	7	0	5	3	2
当該工場等の名称	N T T クレド基町ビル						
当該工場等の所在地	〒730-0011 広島県広島市中区基町6-78						
主たる事業	貸事務所業						
細分類番号	6	9	1	1			
エネルギー管理者（員）の 職名・氏名・連絡先	職名 株式会社 N T T ファシリティーズ 氏名 松村 賢治 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01-2010-3-16796 電話（ 082 - 502 - 3470 ） FAX（ 082 - 502 - 0757 ） メールアドレス matsum2h@ntt-f.co.jp						

エネルギーの種類			単位	2024年度								
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させる ために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		
				数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	
化石燃料	原油（コンデンセート除く）		k l									
	原油のうちコンデンセート（NGL）		k l									
	揮発油		k l									
	ナフサ		k l									
	ジェット燃料油		k l									
	灯油		k l									
	軽油		k l									
	A 重油		k l	1	32							
	B・C 重油		k l									
	石油アスファルト		t									
	石油コークス		t									
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t									
		石油系炭化水素ガス	千m3									
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t									
		その他可燃性天然ガス	千m3									
	石炭	輸入原料炭	t									
		コークス用原料炭	t									
		吹込用原料炭	t									
		輸入一般炭	t									
		国産一般炭	t									
		輸入無煙炭	t									
	石炭コークス		t									
	コールタール		t									
	コークス炉ガス		千m3									
	高炉ガス		千m3									
	発電用高炉ガス		千m3									
転炉ガス		千m3										
その他	都市ガス	千m3	752	33,840								
	()											
化石燃料の小計			GJ		33,872		0		0			
非化石燃料	黒液		t									
	木材		t									
	木質廃材		t									
	バイオエタノール		k l									
	バイオディーゼル		k l									
	バイオガス		千m3									
	その他バイオマス		t									
	RDF		t									
	RPF		t									
	廃タイヤ		t									
	廃プラスチック		t									
	廃油		k l									
	廃棄物ガス		千m3									
	混合廃材		t									
	水素		t									
	アンモニア		t									
	その他	()										
	非化石燃料の小計			GJ		0		0		0		
	他者から購入した熱		産業用蒸気	GJ								
			うち非化石	GJ								
産業用以外の蒸気			GJ									
うち非化石			GJ									
温水			GJ									
うち非化石			GJ									
冷水			GJ									
うち非化石			GJ									
()			GJ									

熱		その他		GJ								
	その他 使用した熱	地熱		GJ								
		温泉熱		GJ								
		太陽熱		GJ								
		雪氷熱		GJ								
		その他	()	GJ								
			()	GJ								
	熱の小計			GJ		0			0		0	
	うち非化石			GJ		0			0		0	
電 気	電気事業者からの買電	電気事業者		千kWh	12,427	107,370						
		うち非化石		千kWh	2,048	17,695						
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）		千kWh								
		オフサイト型PPA（重み付けあり）		千kWh								
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）		千kWh								
		上記以外の自己託送		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
		()		千kWh								
				千kWh								
				千kWh								
		他事業所からの供給		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
	自家発電	太陽光		千kWh								
				kWh								
		風力		千kWh								
				kWh								
		地熱		千kWh								
				kWh								
		水力		千kWh								
				kWh								
		由そ 来の 他 （ 非 化 石 燃 料 ） 料	()	千kWh								
				kWh								
		料そ の 他 （ 燃 ） 燃	化石	千kWh		1						
			非化石	千kWh		1						
		（そ の 他 ） 熱	化石	千kWh		1						
			非化石	千kWh		1						
	電気の小計			千kWh		107,370			0			
	うち非化石			千kWh		17,695			0			
	重み付け非化石			千kWh		0			0			
	合計 GJ					141,242		0	0		0	
	うち非化石 GJ					17,695		0	0		0	
	原油換算 kJ					3,644		0	0		0	
	うち非化石 kJ					457		0	0		0	
	前年度原油換算 kJ					1,728		0				
	対前年度比（％）					210.9						

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
2 1欄に記入する熱量換算値は、電気の数1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

1 - 2 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳

時間帯		単位	2024 年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4	千kWh	827	184
	5	千kWh	990	222
	6	千kWh	1,107	261
	7	千kWh	1,535	372
	8	千kWh	1,595	387
	9	千kWh	1,526	370
	10	千kWh	1,119	267
	11	千kWh	781	187
	12	千kWh	801	194
	1	千kWh	708	171
	2	千kWh	607	146
	3	千kWh	833	191
	合計	千kWh	12,427	2,950

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1 - 3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	0	日
------------------------	---	---

備考 1 デマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

2 デマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3 1日に数回デマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1 - 4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデマンド・リスポンスに関する契約の状況		
デマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げデマンド・リスポンス	kl
	上げデマンド・リスポンス	kl
デマンド・リスポンス実施量	下げデマンド・リスポンス	kWh
	上げデマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考 1 デマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるデマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2 デマンド・リスポンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

1 - 5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

1 - 6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別		メニュー名	使 用 量		熱・電気供給事業者から 購入した熱・電気 における非化石割合
☐	熱	1. (株)エネットメニューF(残差) (2025 年3月公表)	12,427,099	kWh	16.5 %
	電気		2,770	kI	

指定 - 第 3 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを
消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は 撤去の状況
エネルギーの使用の合 理化に関する設備	冷却水ポンプ（ターボ冷凍機用）	インバーター制御 75kw × 3		H12.3インバーター制御に改造
	一次冷水ポンプ	インバーター制御 45kw × 3		H13.4インバーター制御に改造
	冷却水ポンプ（吸収式冷凍機用）	インバーター制御 45kw × 6		H12.3インバーター制御に改造
	二次冷水ポンプ	インバーター制御 18.5kw × 7		H13.3インバーター制御に改造
上記以外のエネルギー	炉筒煙管パイプ	蒸発量4.5t / h × 3		
	ターボ冷凍機(900RT)	610kw × 3		
	冷却塔ファン	30kw × 2、22kw × 20		

を消費する主要な設備	9-# 冷凍機(500 R T)	317kw × 1		#21.3新設
	冷却塔ファン	18.5kw × 2		#21.3新設
	冷却水ポンプ	55kw × 1		#21.3新設

指定 - 第 4 表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	2024年度	対前年度比（％）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称： 入居面積 + 共用部面積)(単位： m 2)	(c) 133200	242.7

指定 - 第 5 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	2024年度	対前年度比（％）
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量(原油換算kl)}(\text{指定-第2表(a)'-(b)-(b)'})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}$	0.02736	86.9

備考 ' ' は の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

	2024年度	対前年度比（％）
電気需要最適化評価原単位= $\frac{\text{電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}}$	0.02872	87.9

3 非化石エネルギーの使用状況

非化石電気の使用状況= $\frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算kl}}$	16.5	%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定 - 第 6 表 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(0.04514)	(0.04472)	(0.03739)	(0.03417) 0.0315	0.02736	
対前年度比（％）		(d) 99.1	(e) 83.6	(f) 91.4	(g) 86.9	90.1

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			■ 月別 □ 時間帯別			
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位	(0.0489)	(0.04855)	(0.04079)	(0.03739) 0.03268	0.02872	
対前年度比（％）		(d) ' 99.3	(e) ' 84	(f) ' 91.7	(g) ' 87.9	90.6

3 非化石エネルギーの使用状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標
						2030年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	25.2 %	16.5 %	%

指定 - 第 7 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が
改善できなかった場合の理由
1 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位
が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由
(ニ)の理由

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

電力会社の非化石割合が減少したため。

指定 - 第 8 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１ 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況
（法第 5 条第 1 項第 1 号関係）

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置
(1) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
(2) - 2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	
			設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
(4) 受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
B E M S				B E M S の新設・更新に当たつての措置 ■ B E M S を採用した

				☐ BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスタービン等専ら発電のみに供される設備(発電専用設備)、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	新設・更新の際、判断基準どおり措置した 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	実施している 一部実施している 実施していない	
(5) - 2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況			■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定			
	管理標準に定めている管理の状況			
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)に対するエネルギー使用量についての情報提供			■ 情報提供している ☐ 一部の賃借事業者に情報提供している ☐ 情報提供していない	

2 - 2 工場等(専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。)に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報 (出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入)					
発電所の名称					
施設番号(設備の名称)					
型式					
出力(kW)					
設備の用途					
実績効率(%)					
設計効率(%)					
燃料種ごとの基本情報					
	燃料種				
	年間使用量(GJ)				

	熱量構成比（％）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）						
高効率化に向けた取組						
	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
	バイオマスの種類					
	設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
	設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
	副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正值（％）						

- 備考
- 1

本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2

「施設番号」欄には、複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3

「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4

「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5

「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2 に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定 - 第 9 表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要	

指定 - 第 1 0 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等
又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の
温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	6,912 t-CO2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	0 t-CO2

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（ 1 ）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（ 2 ） 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

（ 3 ） 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 1 にも、備考 1（ 2 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 2 にも、備考 1（ 3 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 3 にも、必要事項を記載すること。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において
燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO2
-----------------------	-------

備考 1 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

2 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記入すること。

3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の
排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.05 t-CO2/千m3	広島ガス（供給区域：広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、福山市、安芸郡府中町等）（残差）の基礎排出係数	広島ガス（供給区域：広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、福山市、安芸郡府中町等）（残差）管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000432 t-CO2/kWh	(株)エネットメニューF(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	(株)エネットメニューF(残差)（2025年3月公表）管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
------	-------	---------

	t-CO2/GJ	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 1 に記載すること。
 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 2 に記載すること。
 他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 3 に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 に記載すること。

5 の 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	0	t-CO2
---------------------------------	---	-------

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5 の 2 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	

	当該燃料の種類	
--	---------	--

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無

- 備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1 . 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1 . 有」に○をすること。
- 3 本表の「1 . 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の「印」を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定 - 第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定 - 第2表1 - 1の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したとされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定 - 第2表1 - 1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の下に注記すること。
- 15 特定 - 第2表1 - 1、特定 - 第4表、特定 - 第6表、指定 - 第2表、指定 - 第4表、指定 - 第5表及び指定 - 第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定 - 第4表及び指定 - 第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

当該年度値

対前年度比（％）＝

前年度値

 × 100（％）

- 16 特定 - 第3表の欄(E)及び指定 - 第4表の欄(C)の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
 - 17 特定 - 第3表及び指定 - 第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
 - 18 特定 - 第3表1 - 1、1 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）について検討すること。
- (3) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の原単位（W）-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（W）-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（A）-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C)-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U)-1）、（(V)-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（(W)-1）=（(U)-1）/（(V)-1）が求められる。

（(W)-1）と前年度の原単位（(X)-1）の比・・・（(Y)-1）

（4）(E)が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（(Z)-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

事業分類ごとの（(C)-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（(D)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

エネルギー消費原単位・・・（(C)-1）/(E) = （(F)-1）

前年度のエネルギー消費原単位・・・（(G)-1）

事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（(H)-1）

事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（(H)-1）を（(D)-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。
（(Z)-1）=（-1）+（-1）+（-1）+・・・

19 特定 - 第3表2 - 1、2 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、（(C)-1）の構成割合（(D)-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（(E)）については、特定 - 第3表1における算定と同じとすること。

(1) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C）'-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C）'-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U）'-1）、(V)を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）=（(U）'-1）/(V)が求められる。

（(W）'-1）と前年度の原単位（(X）'-1）の比・・・（(Y）'-1）

(2) (E)が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（(Z）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

((A)-1') - (B) - (B)' ・ ・ ・ ((C) ' -1)

事業分類ごとの(C)の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%) ・ ・ ・ ((D) -1)

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 ・ ・ ・ (E)

電気需要最適化評価原単位 ・ ・ ・ ((C) ' -1) / (E) = ((F) ' -1)

前年度の電気需要最適化評価原単位 ・ ・ ・ ((G) ' -1)

事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) ・ ・ ・ ((H) ' -1)

事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 ((H) ' -1) を ((D) -1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 ((Z) ' -1) = (' -1) + (' -1) + (' -1) + ・ ・ ・

- 2 0 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の上段の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定 - 第 3 表 1 及び 2 において事業者全体の原単位 ((W) -1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W) ' -1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z) -1) 及び ((Z) ' -1) を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定 - 第 3 表 3 及び 4 において事業者全体の原単位 ((W) -1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W) ' -1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z) -1) 及び ((Z) ' -1) を記入すること。

- 2 1 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の「5 年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の 4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

$$\begin{aligned} 5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%) } &= \left(((J) - 1) \times ((K) - 1) \times ((L) - 1) \times ((M) - 1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ 5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%) } &= \left((d) \times (e) \times (f) \times (g) \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

$$\begin{aligned} 5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%) } &= \left(((J)' - 1) \times ((K)' - 1) \times ((L)' - 1) \times ((M)' - 1) \right)^{1/4} (\%) \text{ 又は} \\ 5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%) } &= \left((d)' \times (e)' \times (f)' \times (g)' \right)^{1/4} (\%) \end{aligned}$$

- 2 2 特定 - 第 5 表は、例えば「(口)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

- 2 3 特定 - 第 6 表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

- 2 4 特定 - 第 7 表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

- 2 5 特定 - 第 8 表は、該当するものに ■ 印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

- 2 6 特定 - 第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要 □)」欄に ■ 印を付すこと。

- 2 7 特定 - 第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

- 2 8 特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表の記入に当たっては、特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

- 2 9 指定 - 第 2 表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

- 3 0 指定 - 第 2 表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定 - 第 2 表欄外に記入すること。

- 3 1 指定 - 第 3 表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 3 2 指定 - 第 8 表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第 5 条第 1 項第 1 号）に該当する場合は 1、それ以外の工場等（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は 2 について、該当する項目に ■ 印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 3 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 3 4 認定 - 第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表の記入に当たっては、特定 - 第 2 表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定 - 第 1 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	1	1	5	4	8	3	1
当該工場等の名称	品川シーズンテラス						
当該工場等の所在地	〒108-0075 東京都港区港南1-2-70						
主たる事業	貸事務所業						
細分類番号	6	9	1	1			
エネルギー管理者（員）の 職名・氏名・連絡先	職名 株式会社ＮＴＴファシリティーズ 氏名 齋藤 恵一 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01-2019-3-01452 電話（ 03 - 5769 - 2071 ） FAX（ 03 - 5479 - 3546 ） メールアドレス saitou3h@ntt-f.co.jp						

指定 - 第 2 表 事業者のエネルギーの使用量等

1 - 1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	2024年度							
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させる ために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J
化石燃料	原油（コンデンセート除く）	kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
	揮発油	kl								
	ナフサ	kl								
	ジェット燃料油	kl								
	灯油	kl								
	軽油	kl								
	A 重油	kl	3	119						
	B・C 重油	kl								
	石油アスファルト	t								
	石油コークス	t								
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t							
		石油系炭化水素ガス	千m3							
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t							
		その他可燃性天然ガス	千m3							
	石炭	輸入原料炭	t							
		コークス用原料炭	t							
		吹込用原料炭	t							
		輸入一般炭	t							
		国産一般炭	t							
		輸入無煙炭	t							
	石炭コークス	t								
	コールタール	t								
	コークス炉ガス	千m3								
	高炉ガス	千m3								
	発電用高炉ガス	千m3								
	転炉ガス	千m3								
	その他	都市ガス	千m3							
		（ ）								
	化石燃料の小計	GJ		119		0		0		
非化石燃料	黒液	t								
	木材	t								
	木質廃材	t								
	バイオエタノール	kl								
	バイオディーゼル	kl								
	バイオガス	千m3								
	その他バイオマス	t								
	RDF	t								
	RPF	t								
	廃タイヤ	t								
	廃プラスチック	t								
	廃油	kl								
	廃棄物ガス	千m3								
	混合廃材	t								
	水素	t								
	アンモニア	t								
	その他	（ ）								
	非化石燃料の小計	GJ		0		0		0		
他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ							
	産業用以外の蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ							
	温水	GJ	22,747	27,069			0	0	0	0
	うち非化石	GJ	0	0			0	0	0	0
	冷水	GJ	43,749	52,061			0	0	0	0
	うち非化石	GJ	0	0			0	0	0	0
	その他	（ ）	GJ							

熱		その他		GJ								
	その他 使用した熱	地熱		GJ								
		温泉熱		GJ								
		太陽熱		GJ								
		雪氷熱		GJ								
		その他	()	GJ								
		()	GJ									
	熱の小計			GJ		79,130			0		0	
	うち非化石			GJ		0			0		0	
電 気	電気事業者から の買電	電気事業者		千kWh	17,214	148,732						
		うち非化石		千kWh	12,182	105,254						
	上記以外の買 電	オフサイト型PPA（重み付け なし）		千kWh								
		オフサイト型PPA（重み付け あり）		千kWh								
		自己託送（非燃料由来の非 化石電気）		千kWh								
		上記以外の自己託送		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
		()		千kWh								
				千kWh								
				千kWh								
		他事業所からの供給		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
	自家発電	太陽光		千kWh	83	300			0	0		
				kW	100							
		風力		千kWh	0	0			0	0		
				kW	0							
		地熱		千kWh	0	0			0	0		
				kW	0							
		水力		千kWh	0	0			0	0		
				kW	0							
		由そ 来の 他（ 非 化 石 燃 ） 料	()	千kWh								
				kW								
		料そ の 他（ 燃 ） の 他 （ 熱	化石	千kWh	0	1 0			0	0		
			非化石	千kWh	0	1 0			0	0		
		の 他 （ 熱	化石	千kWh	0	1 0			0	0		
			非化石	千kWh	0	1 0			0	0		
	電気の小計			千kWh		149,032			0			
	うち非化石			千kWh		105,254			0			
	重み付け非化石			千kWh		300			0			
	合計 GJ					228,281		0	0		0	
	うち非化石 GJ					105,555		0	0		0	
	原油換算 kJ					5,890		0	0		0	
	うち非化石 kJ					2,723		0	0		0	
	前年度原油換算 kJ					5,587		0				
	対前年度比（％）					105.4						

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
2 1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64千ジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

1 - 2 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳

時間帯		単位	2024 年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4	千kWh	1,425	346
	5	千kWh	1,462	355
	6	千kWh	1,410	342
	7	千kWh	1,550	383
	8	千kWh	1,491	362
	9	千kWh	1,451	359
	10	千kWh	1,511	367
	11	千kWh	1,403	340
	12	千kWh	1,416	343
	1	千kWh	1,349	327
	2	千kWh	1,306	317
	3	千kWh	1,439	349
合計		千kWh	17,214	4,189

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1 - 3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	0	日
------------------------	---	---

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行った日数を記載すること。

2 デイマンド・リスボンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3 1日に数回デイマンド・リスボンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1 - 4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデイマンド・リスボンスに関する契約の状況		
デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量	下げデイマンド・リスボンス	kl
	上げデイマンド・リスボンス	kl
デイマンド・リスボンス実施量	下げデイマンド・リスボンス	kWh
	上げデイマンド・リスボンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考 1 デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるデイマンド・リスボンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2 デイマンド・リスボンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

1 - 5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

指定 - 第 3 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は
管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを
消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は 撤去の状況
エネルギーの使用の合 理化に関する設備	照明器具	事務所、店舗内照明	300日/年 16時間/日	
	照明器具	共用部、駐車場照明	300日/年 17時間/日	
	冷水ポンプ	45kW × 6、30kW × 6、18.5kW × 6 負荷追従型	365日/年 24時間/日	
	温水ポンプ	30kW × 8、115kW × 4 負荷追従型	250日/年 24時間/日	
	空調機	AHU317台、FCU309台、OHU7台、PAC50台	250日/年 15時間/日	
	上水揚水ポンプ	0kW × 4、5.5kW × 2、3.7kW × 2、2.2kW × 2	365日/年 10時間/日	
	中水揚水ポンプ	30kW × 6、5.5kW × 2、3.7kW × 4	365日/年 10時間/日	

	昇降機設備	エレベータ39基、エスカレータ10基	365日/年 20時間/日	
	給気ファン	11kW×1、5.5kW×2、3.7kW×3	365日/年 14時間/日	
	排気ファン	30kW×5、7.5kW×1	365日/年 14時間/日	
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	事務用機器	OA機器等	250日/年 1日13時間	

指定 - 第 4 表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	2024年度	対前年度比（％）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称： 入居面積 + 共用部面積)(単位： m 2)	(c) 213600	100

指定 - 第 5 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	2024年度	対前年度比（％）
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量(原油換算kl)}(\text{指定-第2表(a)'-(b)-(b)'})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}$	0.02757	105.4

備考 ' ' は の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

	2024年度	対前年度比（％）
電気需要最適化評価原単位= $\frac{\text{電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表(c))}}$	0.02922	105.5

3 非化石エネルギーの使用状況

非化石電気の使用状況= $\frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算kl}}$	70.9	%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定 - 第 6 表 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(0.027)	(0.0252)	(0.02692)	(0.02966) 0.02616	0.02757	
対前年度比 (%)		(d) 93.3	(e) 106.8	(f) 110.2	(g) 105.4	103.7

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			■ 月別 □ 時間帯別			
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5 年度間 平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位	(0.02932)	(0.02735)	(0.02958)	(0.0322) 0.0277	0.02922	
対前年度比 (%)		(d) ' 93.3	(e) ' 108.2	(f) ' 108.9	(g) ' 105.5	103.8

3 非化石エネルギーの使用状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標
						2030年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	67.9 %	70.9 %	%

指定 - 第 7 表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が
改善できなかった場合の理由
1 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位
が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。
（ロ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。
（ニ）の理由 COVID-19蔓延後、テナントの事業活動が活発化したため。

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

--

指定 - 第 8 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１ 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況
（法第 5 条第 1 項第 1 号関係）

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置
(1) 空調 和設備、換気設 備	空調設備、換気設備の管理	空調設備、換気設備に関 する計測及び記録	空調設備、換気設備の保 守及び点検	空調設備、換気設備の新設 ・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(2) ボイラ ー設備、給湯設 備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関 する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保 守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設 ・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(2) - 2 太 陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び 点検	
			保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	
			■ 設定済 一部設定済 (%) 未設定	
			管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(3) 照明設 備、昇降機、動 力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記 録	照明設備、昇降機、動力設備 の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新 に当たつての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
(4) 受変電 設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び 記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当た つての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準 どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更 新していない
	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	■ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況	
B E M S				B E M S の新設・更新に当た つての措置
				■ B E M S を採用した

				☐ BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスタービン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(5) - 2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	
			■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
			■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況			■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定			
	管理標準に定めている管理の状況			
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	■ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	■ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	■ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			■ 情報提供している ☐ 一部の賃借事業者に情報提供している ☐ 情報提供していない	

2 - 2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）					
発電所の名称					
施設番号（設備の名称）					
型式					
出力（kW）					
設備の用途					
実績効率（％）					
設計効率（％）					
燃料種ごとの基本情報					
	燃料種				
	年間使用量（GJ）				

	熱量構成比（％）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）						
高効率化に向けた取組						
	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
	バイオマスの種類					
	設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
	設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
	副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正值（％）						

- 備考
- 1

本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2

「施設番号」欄には、複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3

「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4

「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5

「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2 に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定 - 第 9 表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

指定 - 第 1 0 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等
又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の
温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	6,513 t-CO2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	0 t-CO2

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（ 1 ）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（ 2 ） 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

（ 3 ） 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 1 にも、備考 1（ 2 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 2 にも、備考 1（ 3 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 3 の 3 にも、必要事項を記載すること。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において
燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO2
-----------------------	-------

備考 1 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

2 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記入すること。

3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の
排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO2/千m3		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0 t-CO2/kWh	東京電力エナジーパートナー(株)メニューA（2025年3月公表）の基礎排出係数	東京電力エナジーパートナー(株)メニューA（2025年3月公表）管内の工場等
0.000431 t-CO2/kWh	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（2025年3月公表）の基礎排出係数	東京電力エナジーパートナー(株)メニューN(残差)（2025年3月公表）管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う
二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0532 t-CO2/GJ	東京下水道エネルギー 芝浦地区の基礎排出係数	東京下水道エネルギー 芝浦地区管内の工場等

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 1 に記載すること。
 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 2 に記載すること。
 他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第10表の 3 の 3 に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定 - 第10表の 5 の 1 及び 5 の 2 に記載すること。

5 の 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	0 t-CO2
---------------------------------	------------

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5 の 2 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	

	当該燃料の種類	

備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。

3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1 . 有 . 無

備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1 . 有」に○をすること。

2 同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1 . 有」に○をすること。

3 本表の「1 . 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の「印」を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定 - 第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定 - 第2表1 - 1の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したとされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定 - 第2表1 - 1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定 - 第2表1 - 1及び指定 - 第2表1 - 1の下に注記すること。
- 15 特定 - 第2表1 - 1、特定 - 第4表、特定 - 第6表、指定 - 第2表、指定 - 第4表、指定 - 第5表及び指定 - 第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定 - 第4表及び指定 - 第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

当該年度値

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100（\%）$$

- 16 特定 - 第3表の欄(E)及び指定 - 第4表の欄(C)の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
- 17 特定 - 第3表及び指定 - 第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 18 特定 - 第3表1 - 1、1 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）について検討すること。
- (3) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の原単位（W）-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（W）-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（A）-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C)-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U)-1）、（(V)-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（(W)-1）=（(U)-1）/（(V)-1）が求められる。

（(W)-1）と前年度の原単位（(X)-1）の比・・・（(Y)-1）

（4）(E)が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（(Z)-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A)-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C)-1）

事業分類ごとの（(C)-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（(D)-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

エネルギー消費原単位・・・（(C)-1）/(E) = （(F)-1）

前年度のエネルギー消費原単位・・・（(G)-1）

事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（(H)-1）

事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（(H)-1）を（(D)-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。
（(Z)-1）=（-1）+（-1）+（-1）+・・・

19 特定 - 第3表2 - 1、2 - 2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、（(C)-1）の構成割合（(D)-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（(E)）については、特定 - 第3表1における算定と同じとすること。

(1) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

（(A)-1'）-（B）-（B）'・・・（(C）'-1）

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（E）

事業分類ごとの（(C）'-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U）'-1）、(V)を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）=（(U）'-1）/(V)が求められる。

（(W）'-1）と前年度の原単位（(X）'-1）の比・・・（(Y）'-1）

(2) (E)が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（(W）'-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（(Z）'-1）を求める。

エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（(A）'-1'）

販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（B）

購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（B）'

((A)-1') - (B) - (B)' . . . ((C)' -1)

事業分類ごとの(C)の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%) . . . ((D)-1)

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 . . . (E)

電気需要最適化評価原単位 . . . ((C)' -1) / (E) = ((F)' -1)

前年度の電気需要最適化評価原単位 . . . ((G)' -1)

事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) . . . ((H)' -1)

事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 ((H)' -1) を ((D)-1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 ((Z)' -1) = (' -1) + (' -1) + (' -1) + . . .

- 2 0 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の上段の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定 - 第 3 表 1 及び 2 において事業者全体の原単位 ((W)-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W)' -1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z)-1) 及び ((Z)' -1) を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定 - 第 3 表 3 及び 4 において事業者全体の原単位 ((W)-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 ((W)' -1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に ((Z)-1) 及び ((Z)' -1) を記入すること。

- 2 1 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の「5 年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の 4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

$$\begin{aligned} \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left(((J)-1) \times ((K)-1) \times ((L)-1) \times ((M)-1) \right)^{1/4} \text{ (\%) 又は} \\ \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left((d) \times (e) \times (f) \times (g) \right)^{1/4} \text{ (\%)} \end{aligned}$$

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

$$\begin{aligned} \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left(((J)'-1) \times ((K)'-1) \times ((L)'-1) \times ((M)'-1) \right)^{1/4} \text{ (\%) 又は} \\ \text{5 年度間平均原単位変化 (\%)} &= \left((d)' \times (e)' \times (f)' \times (g)' \right)^{1/4} \text{ (\%)} \end{aligned}$$

- 2 2 特定 - 第 5 表は、例えば「(口)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

- 2 3 特定 - 第 6 表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

- 2 4 特定 - 第 7 表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

- 2 5 特定 - 第 8 表は、該当するものに ■ 印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

- 2 6 特定 - 第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要 □)」欄に ■ 印を付すこと。

- 2 7 特定 - 第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

- 2 8 特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表の記入に当たっては、特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

- 2 9 指定 - 第 2 表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

- 3 0 指定 - 第 2 表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定 - 第 2 表欄外に記入すること。

- 3 1 指定 - 第 3 表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 3 2 指定 - 第 8 表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第 5 条第 1 項第 1 号）に該当する場合は 1、それ以外の工場等（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は 2 について、該当する項目に ■ 印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 3 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 3 4 認定 - 第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表の記入に当たっては、特定 - 第 2 表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

受理年月日	
処理年月日	

中 長 期 計 画 書

関東地方整備局長、関東経済 殿
産業局長

2025 年 07 月 30 日

住 所 101-0021
東京都千代田区外神田 4 - 1 4 - 1
法人名 NTT都市開発株式会社
法人名（英語表記）
法人番号 1010001012372
銘柄コード
代表者の役職名 代表取締役社長
代表者の氏名 池田 康

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 2 7 条第 1 項及び第 2 項又は第 3 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0	3	5	1	0	3	1
事業者の名称	NTT都市開発株式会社						
主たる事務所の所在地	〒101-0021 東京都千代田区外神田 4 - 1 4 - 1						
主たる事業	貸事務所業						
細分類番号	6	9	1	1			
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名取締役 経営企画部長 氏名長谷部 周彦						
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名経営企画部サステナビリティ推進室担当課長 氏名正木 啓介 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01-2023-3-05165 勤務地 〒101-0021 東京都千代田区外神田 4 - 1 4 - 1 電 話 (03-6811-6470) F A X (03-5294-8502) メールアドレス k.masaki@ntt-us.com						
中長期計画書の 提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を ☐ 希望する						
計画書（合理化）の計画期間	(2025) 年度 ~ (2029) 年度						
計画書（非化石転換）の計画期間	(2025) 年度 ~ (2029) 年度 ☐ 計画内容に変更なし						

エネルギー使用量

1. エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算kl)	50474	kl
----------------------	-------	----

エネルギーの使用の合理化に関する計画

1. ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標 の状況(単位)		対象事業のエネルギー 使用量(原油換算kl)	
11	ショッピングセンター 業	0.0297	kl/m ²	1136	kl
12	貸事務所業	1.95		43377	kl

2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み(単位)										目標年度	
	2025	年度	2026	年度	2027	年度	2028	年度	2029	年度	2030	年度
11		kl/m ²		kl/m ²		kl/m ²		kl/m ²		kl/m ²		
12												

3. エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算kl/年)		ベンチ マーク 対象	新規 追加
冷凍機、ボイラー等の チューニングの実施、 冷水・温水ポンプ等の 所定性能の見直し、オ ーバーホールまたは更 改(インバータ化)	(9) 電気使 用設備	全事業所	2025年04月 2030年03月	55	kl	12	

空冷パッケージ空調機 を高効率機器へ更改	(1) 空気調 和設備	全事業所	2025年04月 2030年03月	78	kl	12	
F L RまたはH f 照明 器具から L E D 器具へ の更改（専用部照明）	(5) 照明設 備	全事業所	2025年04月 2030年03月	125	kl	12	

エアーハンドリングユニット所定性能の見直し、オーバーホール、または更改（インバータ化）		全事業所	2025年04月 2030年03月	45	kI	12	
ファンコイルユニット所定性能の見直し、オーバーホール、または更改		全事業所	2025年04月 2030年03月	60	kI	12	

冷水・蒸気・温水配管、バルブ、熱交換機等の断熱強化または取換え		全事業所	2025年04月 2030年03月	20	kl	12	
エネルギー計測機器の適正配置の見直しとビル管理装置の機能向上（デマンド制御、スケジュール設定等）また、ビル利用者向けへのエネルギー消費状況のディスプレイ機器等への表示	(9) 電気使用設備	全事業所	2025年04月 2030年03月	35	kl	12	

ビル環境条件（室内温度、照度、外気取入量等）の緩和と設備運転短縮スケジュールの見直し、重点エリアとして共用部等の温度、照度の緩和と運転時間の短縮		全事業所	2025年04月 2030年03月	65	kl	12	
冷凍機等のチューニングの実施、冷水・温水ポンプ等の所定性能の見直し、オーバーホールまたは更改（インバータ化）	(9) 電気使用設備	全事業所	2025年04月 2030年03月	5	kl	11	

空冷パッケージ空調機 を高効率機器へ更改	(1) 空気調 和設備	全事業所	2025年04月 2030年03月		2	kl	11	
F L RまたはH f 照明 器具から L E D 器具へ の更改（専用部照明）	(5) 照明設 備	全事業所	2025年04月 2030年03月		15	kl	11	
合計			2029	年度	505	kl		
ベンチマーク指標対象 範囲の期待効果			11	2029	年度	22	kl	
ベンチマーク指標対象 範囲の期待効果			12	2029	年度	483	kl	
原単位削減期待効果			2029	年度	1	%		
ベンチマーク指標対象 範囲の期待効果			11	2029	年度	1.9	%	
ベンチマーク指標対象 範囲の期待効果			12	2029	年度	1.1	%	

1. 本社経営企画部サステナビリティ推進室担当部署を統括する経営企画部長をエネルギー管理統括者として選任し、サステナビリティ推進室担当課長をエネルギー管理企画推進者とし、また、各支店にエネルギー責任者を配置すると共に指定ビルはビル毎にエネルギー管理員を選任している。

取組は、本社にて全社のエネルギー使用量等を統括管理し中長期計画を策定し合理化の目標、方針を設定し各支店、各営業所より各ビルへ展開する事としている。

体制は、全社での本社環境推進会議、各支店、各営業所での環境推進会議、各ビルでの環境推進会議を設置しエネルギー使用状況の共有化、並びに中長期計画に基づく進捗確認等のフィードバックを行うこととしている。本中長期計画は、環境推進会議の取組方針として計画されたものである。

2. 最重要方針として電力消費の削減と平準化に向けた取組みとし、ビル環境条件と設備運転スケジュール見直しの実施、及びエネルギー消費状況の見える化を従来以上に推進する計画としている。

5 . 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

非化石エネルギーへの転換に関する計画

1．非化石エネルギーへの転換に関する目標

1 - 1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算kl)	目標	
		2030	年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	38358.2234471420	100	%

1 - 2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる 事業	指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算kl)	定量目標の目安		目標	
					年度		年度

1 - 3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算kl)	目標	
			年度

2．非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する 工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー 転換期待効果	目安設定 業種	新規 追加
非化石化率の高い電力 メニューへの転換 (非化石証書の購入含む)	全事業所	2025年04月 2031年03月	38358 k L		

3．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

当社は、NTTアーバンソリューションズグループの一員として、「2050年度 スコープ1,2,3 1カーボンニュートラル」を目標としております。
目標達成に向けて、2025年度に「全ビルの使用電力を100% 2再生可能エネルギー由来の電力」とし、2030年度に「スコープ1,2でカーボンニュートラル、スコープ1,2,3で45%削減（2020年度比）」を実現します。

- 1 スコープ1：NTTアーバンソリューションズグループでの燃料の使用等による温室効果ガス直接排出量
スコープ2：NTTアーバンソリューションズグループが購入した電気・熱の使用による温室効果ガス間接排出量
スコープ3：その他事業活動にともなう温室効果ガス間接排出量（建物の建築工事や販売した不動産・物品の使用等）
2 共同所有、海外含む当社所有ビルの使用電力のうちテナント含む自社持分相当とし入居者が電力契約を締結するものを除く

4．前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
 - 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 計画書冒頭の「印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
 - 4 の「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 の1・2及び の1 - 2の「区分」欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5又は非化石エネルギーへの転換に関する法第5条第2項に規定する判断の基準（以下「非化石エネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の別表第1に規定する区分をそれぞれ記入すること。
 - 6 の3の「中長期計画作成指針」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針に記載されている計画の番号のうち、該当するものを記載すること。
 - 7 の3及び の2の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
 - 8 の3の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
 - 9 の2の「非化石エネルギー転換期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における非化石エネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
 - 10 の4及び の3には、 の3及び の2で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。
また、 の4において洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
 - 11 の5及び の4には、 及び について前年度と比較して記入すること。